

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

国会

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

法律第 84/2015/QH13 号

ハノイ、2015 年 6 月 25 日

労働安全衛生法

ベトナム社会主義共和国の憲法に基づき、

国会は労働安全衛生法を制定する。

第一章

総則

第1条 調整範囲

本法は労働安全衛生の確保、労働災害・職業病の被災者に対する政策・制度、労働安全衛生に関する各団体・個人の責任及び権利、労働安全衛生に関する国の管理について定める。

第2条 適用対象

- 1.労働契約書に基づいて就労する労働者、試用期間中の労働者、研修期間中の労働者。
- 2.人民軍に属する幹部、公務員、職員。
- 3.労働契約書を交わしていない労働者。
4. 契約書に基づいて外国に就労するベトナム人労働者、ベトナムに就労する外国人労働者。
5. 雇用者。
6. 労働安全衛生業務に係る機関、組織、その他個人。

本条の第 1、2、3、4、項に規定する者は以下「労働者」という。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第3条 用語解説

本法において、次に挙げる用語の意義は以下のとおりである。

1. 製造販売事業者とは、製造販売の事業を行う企業、合作社、世帯、組織である。
2. 労働安全とは、人間が業務中に負傷・死亡する危険要素からの影響を防止するための方法である。
3. 労働衛生とは、人間が業務中に疾病や健康被害を起こす有害要素からの影響を防止するための方法である。
4. 危険要素とは、人間の業務中の安全性の不備、負傷または死亡させる要素である。
5. 有害要素とは、人間の業務中に疾病や健康被害を起こす要素である。
6. 労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故は、技術の安全基準の許容を超え、人間、財産、環境に対する損害、または損害を与える可能性があり、業務中に発生した機械、設備、機材、物質の破損である。
7. 労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故とは、労働の安全・衛生に広範囲に発生し大きな影響を及ぼし、その地域の製造販売事業者、機関、組織の対応能力を超え、その地域にある複数の製造販売事業所に影響を与える事故である。
8. 労働災害とは、労働者が業務・任務を遂行する業務中に発生する災害で、労働者の人体の部位や機能に損害を与え、はたまた死亡させる災害である。
9. 職業病とは、職業の有害な労働環境により労働者がかかる疾病である。
10. 労働環境計測とは、職場における労働環境に作用する様々な要素の測定データを収集・解析・評価することにより、（人間の）健康に対する悪影響の低減及び職業病の防止の対策を講じるための活動である。

第4条 労働安全衛生に関する国の政策

1. 雇用者、労働者、その他関連の機関、組織、個人が業務中の労働安全衛生確保が実施できるよう良好な環境を備え；雇用者や労働者が先進的、現代的な管理シ

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

システム及び技術基準を導入し、業務に先進技術、高度技術、エコ技術の導入を要請する。

2. 労働安全衛生に関する技術及び科学の研究・応用に投資し、労働安全衛生のための国家基準に適合する試験室や実験室の設立を支援する。

3. 労働災害及び職業病の危険性が高い産業、分野における労働災害・職業病の防止についてサポートし、各組織の業務中における労働安全衛生に関する先進かつ現代的な技術規格の構築・公開・導入を要請する。

4. 労働安全衛生上厳正な要件がある業務を行う、労働契約書を交わしていない労働者に対する労働安全衛生のトレーニングについてサポートする。

5. 労働災害保険の任意加入者数を増やし、労働者に対するリスクの防止・低減・対応のため保険料の納付・受入の体制を整備する。

第5条 労働安全衛生確保の原則

1. 安全かつ衛生な環境で就業する労働者の権利の確保。

2. 業務中の労働安全衛生を遵守し、業務中の危険要素・有害要素の防止・排除・管理対策を優先して行う。

3. 労働安全衛生に関する政策、法律、プログラム、計画の構築・実施について、労働組合、雇用者の代表組織及び労働安全衛生に関する各レベルの評議会に諮問する。

第6条 労働安全衛生に関する労働者の権利及び義務

1. 労働契約書に基づく労働者は次の権利を負う。

a) 安全、衛生かつ平等な職場環境が確保されること。雇用者に対し業務中の安全と衛生が確保された職場環境に関する責任の要求。

b) 職場における危険要素・有害要素及びその防止対策に関する情報が十分に告知されること。また、労働安全衛生に関する教育訓練が受けられること。

c) 労働保護、健康管理、職業病検査の各制度が受けられること。雇用者から労働災害・職業病の保険加入が行われること。労働災害・職業病を被った労働者に対する制度が十分享受できること。労働災害・職業病による負傷・疾病の診断費用

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

が支払われること。労働能力の喪失率を診断するための検査を受け、またその検査結果により労働災害・職業病の手当の増額調整が認められた場合もその検査費用が支払われる。

d) 被った労働災害・職業病に対し、安定した治療を受けた後、適切な業務が与えられることを雇用者に要請する。

d) 十分な給料が支払われ、労働規律に違反していないが、自己の健康または生命に対する重大な脅威となり、労働災害の起きる可能性があることが判明した場合、当該業務の拒否あるいは職場の離脱ができる。但し、その旨を迅速に直属の上司に報告し、対策案を仰ぐ。また、直属の上司及び労働安全衛生の担当者が労働安全衛生確保をすべく各リスクに対応した場合のみ業務を続行する。

e) 法規に従って不服申立及び告訴・告発することができる。

2. 労働契約書に基づく労働者は次の義務を負う。

a) 職場における労働安全衛生確保に関するルール、手順、対策を順守する。労働契約書または集団労働協約に締結した労働安全衛生に関する事項を順守する。

b) 供与された個人用保護具及び職場に備え付けられた労働安全衛生確保のための設備の使用・保管。

c) 労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故、労働災害または職業病が起こる可能性があることが判明した場合はその旨を迅速に責任者に報告する。労働災害やその他の事故の緊急対応手順または雇用者や裁量権を持つ国の機関の命令に従って積極的に速やかに対応する。

3. 労働契約書を交わしていない労働者は次の権利を負う。

a) 安全かつ衛生的な労働環境にて業務する。安全かつ衛生的な環境にて業務できるよう国、社会及び個人は最低限の環境を作る。

b) 労働安全衛生に関する情報の共有、宣伝、教育を受ける。重大な労働安全衛生要件に合致する業務を実施する際に労働安全衛生の訓練を受ける。

c) 政府の規定による労働災害保険に任意加入し、その受取りができる。

政府は、各時期における経済社会発展の状況及び国家予算の状況に基づいた任意加入の労働災害保険料の納付金の支援についての詳細を規定する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- d) 法規に従って不服申立及び告訴告発することができる。
4. 労働契約書を交わしていない労働者は次の義務を負う。
- a) 法律の規定に従って、業務に対する労働安全衛生に関して責任を負う。
 - b) 業務に係る者の労働安全衛生を確保する。
 - c) 労働の安全・衛生に影響を及ぼす行為を速やかに報告し、その防止策を仰ぐ。
5. 人民軍の幹部、公務員、職員は、本条第 1 項と第 2 項に規定する労働者に対する労働安全衛生に関する権利及び義務を負う。但し、法律文書にこれらの者に対する特別な規定がある場合を除く。
6. 研修期間中の労働者は、本条第 1 項と第 2 項に規定する労働者に対する労働安全衛生に関する権利及び義務を負う。
7. ベトナムにて就労する外国人労働者は、本条第 1 項と第 2 項に規定する労働者に対する労働安全衛生に関する権利及び義務を負う。労働災害・職業病の保険加入については政府の規定に則って実施する。

第7条 労働安全衛生に関する雇用者の権利及び義務

1. 雇用者は次の権利を負う。
- a) 労働者に対し、職場における労働安全衛生確保のためのルール、手順、対策の遵守を要求できる。
 - b) 労働安全衛生のコンプライアンスを遵守した労働者を表彰し、違反した労働者を処罰することができる。
 - c) 法規に従って、不服申立及び告訴・告発することができる。
 - d) 緊急事態における応急措置措置または労働災害への対応のために労働者を動員できる。
2. 雇用者は次の義務を負う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- a) 自らの責任範囲において、職場における労働者及び関係者の労働安全衛生確保について、各機関や組織と積極的に協力し、確保体制を構築し、その体制の運用を主管する。労働者の労働災害・職業病の保険料を納付する。
- b) 労働安全衛生確保に関する規定、規則、手順、対応策の訓練及び指導の研修会を主催する。労働安全衛生確保のための労働用具、手法を十分に整備する。健康管理及び職業病検査を行う。労働災害・職業病の被災労働者に対する制度を十分に適用する。
- c) 労働者の健康または生命を脅す労働災害が起こる恐れがあると判断した場合、労働者に対し、その職場での業務の継続、その職場への復帰を指示してはならない。
- d) 法律の規定に従って、労働安全衛生確保に関する規定、手順、対応策の実施状況をモニタリング・検査する担当者を配置する。
- d) 労働安全衛生の事務担当者または担当部署を設置する。組織の労働組合執行委員会と連携し、安全衛生係員のネットワークを作る。労働安全衛生に関する責任及び権利を割当てて。
- e) 労働災害、職業病、労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の申告、調査、統計、報告を行う。労働安全衛生に関する事務の実施状況を報告する。労働安全衛生分野の査察官の決定事項を遵守する。
- g) 労働安全衛生確保の計画、規則、手順、対応策を立案する際に、組織の労働組合執行委員会の意見を仰ぐ。

第8条 ベトナム祖国戦線、その構成組織及びその他の社会組織の権利と責任

- 1. ベトナム祖国戦線、その構成組織及びその他組織は、自らの任務及び権利の範囲に置いて、次の権利及び責任を負う。
 - a) 関連機関と連携し、労働安全衛生に関する宣伝、周知、訓練を行う。労働安全衛生に関するサービスを開発する。
 - b) 法律の規定に従う労働安全衛生に関する制度、政策、法律の策定において、意見を出し、実施のモニタリング及び反論をする。
 - c) 国の管理機関と協力して、労働環境の改善策及び労働災害・職業病の防止対策を提案し、科学研究活動を展開する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

d) 青年団の団員、会員に対し労働安全衛生活動を実施するよう要請する。

d) 労働安全衛生に関する法律の違反行為を迅速に発見し、その処分について裁量権を持つ国の機関に具申する。

2. 雇用者の代表組織は本条第 1 項に規定する権利及び責任を負う。また、本法第 88 条の規定により労働安全衛生評議会に参加する責任を負う。職場の労働安全衛生の確保のために、雇用者が事業所において労働団体協議・労働団体協約を開催し、労働環境の改善策の実施について対話する。

第9条 労働安全衛生事務における労働組合の権利及び責任

1. 労働安全衛生に関する政策、法律の策定について国の機関と協力する。裁量権を持つ国の機関に対し、労働安全衛生に関わる労働者の権利及び義務に関する政策、法律の立案、修正、補充について提案する。

2. 労働者の権利及び義務に関わる労働安全衛生に関する政策、法律の履行状況の査察、検査、監視を国の機関と連携して行う。職場における労働者の労働安全衛生の確保及び労働環境の改善のための計画、規制、規則及び対応策の構築への参加、実施案内及び実施状況のモニタリングをする。また、法律の規定に従って労働災害の調査に参加する。

3. 就業中の労働者の健康や生命を脅かすような有害要素・危険要素が職場にあると分かった時、責任を負う機関、組織、企業、個人に対し迅速な労働安全衛生確保のための対応を要求する（必要に応じて一時停止の場合もある）。

4. 労働者に労働安全衛生確保のための規定、ルール、手順、対策を遵守するよう要請する。

5. 労働安全衛生に関する労働者の権利が侵害された場合、団体が労働者の代行者として起訴することができる。また、労働安全衛生に関する権利が侵害された労働者からの委託を受けて、労働者団体の代行者は起訴することができる。

6. 労働安全衛生に関する科学・技術の研究と応用及びその教育訓練を行う。労働者の労働環境の改善、労働災害・職業病の防止の対策を提案する。

7. 国の機関と連携して労働安全衛生運動を開催し、一般大衆に労働安全衛生の啓蒙活動を行い、安全衛生係員のネットワークの活動を主管、指導する。

8. ベトナム労働総連合の規定に従って、労働安全衛生に関する活動を表彰する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第10条 労働安全衛生職務における事業所内の労働組合の権利と責任

1. 労働安全衛生の確保及び労働環境改善に関する計画、規則、規定、手順の確立及びその実施状況の監視について雇用者と協力する。
2. 集団労働協約における労働安全衛生に関する条項の交渉、締結及びその実施状況の監視について労働者集団の代行者と協議する。
3. 労働安全衛生に関する労働者及び雇用者の権利及び義務に関わる問題を解決するために雇用者と協議する。
4. 労働安全衛生事務の監査について雇用者と連携・協力する。雇用者に対し労働安全衛生に関する規定の遵守を要請し、その遵守状況を監視する。労働災害の調査について雇用者と連携・協力し、また労働災害・職業病の被災労働者に対する制度の適用、職業教育及び業務配置についてモニタリングする。
5. 雇用者及び裁量権を持つ機関、組織に対し、労働安全衛生確保のための対応策、労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故による悪影響の対応策について提案する。労働安全衛生に関する法律違反行為を処分する。
6. 労働者及び雇用者が職場における労働安全衛生確保に関する法律の規定、標準規格、基準、手順、対策を順守するよう宣伝、要請する。労働組合の幹部及び労働者に対する労働安全衛生の研修や訓練について雇用者と連携する。
7. 職場に労働者の健康や生命を脅かす危険性があると分かった場合、責任を負う者に迅速に労働安全衛生を確保するよう要求する（必要に応じて一時停止の場合あり）。
8. 本法の第 35 条第 1 項に規定する組織レベルの労働災害調査団に参加する。労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故への応急措置措置またはその対応について雇用者と連携し、参加する。雇用者が本法第 34 条に規定する報告義務を怠った場合、組織の労働組合は本法第 35 条に規定する裁量権を持つ国の機関に迅速に調査・報告する責任を有する。
9. 労働安全衛生に関する運動や公衆活動の主催及び職場における労働安全習慣の構築について雇用者と連携する。また、安全衛生係員のネットワークの活動を管理、指導する。
10. 労働組合を設立していない製造販売事業者の場合、その上位の直属の労働組合がその事業所の労働者の要請を受けて本条に規定する権利及び義務を遂行する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第11条 ベトナム農民協会の権利及び責任

1. 農民に対する労働安全衛生に関する政策、法律の策定について、国の機関と協力して参加する。裁量権を持つ国の機関に対し、労働安全衛生に関する農業従事者の権利及び義務に関する政策、法律の立案、修正、補充について提案する。
2. 農業従事者の権利及び義務に関わる労働安全衛生の制度、政策、法律の履行状況の査察、検査、監視について、国の機関と連携し、参加する。労働災害の被災労働者が農民である場合、その事故の調査に参加する。
3. 農民に対する労働安全衛生に関する宣伝や訓練の活動に参加する。
4. 農民に対する労働環境の改善、労働災害・職業病の防止について、国の機関と連携する。
5. 農民が法律の規定に従って農民の労働安全衛生確保の活動に参加するよう要請する。

第12条 禁止される行為

1. 労働災害や職業病の隠匿、事実と異なる情報の申告・報告は禁止行為である。労働安全衛生確保の立案及び対応策をとらないことによるり、人間、財産及び環境に損害を与えるあるいは損害を与える恐れがある行為。労働者の健康または生命を脅す重大な労働災害が起こる恐れがあると判断した場合、労働者に対し、その職場での業務の継続、その職場からの離脱の不許可、あるいはその状況に対応しないまま業務を継続させる行為。
2. 労働災害・職業病の保険料を滞納または納付しない行為。労働災害・職業病の保険支給金を着服する行為。労働災害・職業病保険に関する書類を偽造、変造する行為。労働者のための労働災害・職業病の保険料を支払わない行為。労働災害・職業病基金を法律の規定通りに管理、運用しない行為。労働災害・職業病の保険に関するデータベースに不正アクセスし、利用する行為。
3. 労働安全衛生についての厳格な要件に対し、品質検定されていない、または品質検定結果が不合格である、あるいは原産地が不明、使用期限が過ぎている、品質が保障できないなどの環境汚染を起こす機械、設備、材料を使用する行為。
4. 労働安全衛生の品質検定と訓練、労働環境の観測活動、労働災害・職業病の被災による労働能力の喪失率を確定するための医学鑑定における詐称行為。労働安

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

全衛生に関する労働者及び雇用者の合法的かつ正当な権利を損なうまたはその権利の行使を阻止し、妨害する行為。

5. 労働安全衛生上の性差別的行為。労働者が自らの健康及び生命を脅す重大な労働災害が起こる恐れがあると判断し、与えられた業務を拒否したことを理由に差別する行為。労働安全衛生事務の担当者、安全衛生係員、医療担当者の施設において労働安全衛生確保のための業務及び職務を遂行したにも関わらず、その理由で差別する行為。

6. 労働安全衛生の訓練を受けていない労働者に重要な労働安全衛生要件に関わる業務を実施させる行為。

7. 現物支給で支払う行為。

第二章

労働者に対する危険要素及び有害要素の防止対策

第一節 労働安全衛生に関する情報、宣伝、教育訓練

第13条 労働安全衛生に関する情報、宣伝、教育

1. 雇用者は労働者に対し、労働安全衛生及び職場における危険要素、有害要素と労働安全衛生確保の対策についての情報の共有、宣伝、教育を行う。また、自己の施設への訪問者及び外部業者に労働安全衛生に関する規定を説明する。

2. 製造業者は、使用者の業務中に安全に影響を及ぼす可能性のある製品・貨物についてその労働安全衛生確保の対策に関する情報を提示しなければならない。

3. 機関、組織、経営世帯は、労働者に対し労働安全衛生に関する知識及びスキルの宣伝、周知を行う責任を負う。また、非衛生かつ労働中に自身の健康及び公衆に危険で有害となる習慣を排除するよう宣伝、活動を行う。

各レベルの人民委員会は、年ごとの管轄地方の実態に基づき、労働契約書を交わしていない地方の労働者に対する労働安全衛生に関する情報の共有、宣伝、教育の指導及びその実施を主管する責任を負う。

4. マスメディアは常に労働安全衛生に関する政策、法律、知識の情報共有、宣伝、周知を行う責任を負う。また、他のプログラムやマスメディアのイベントに労働災害・職業病防止に関する情報を盛り込むこと。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第14条 労働安全衛生の訓練

1. 製造販売事業所の労働安全衛生責任者、労働安全衛生担当者、医療担当者及び安全衛生係員は、労働安全衛生研修コースに参加し、試験に合格し、労働安全衛生の研修機関から発行される証明書を取得しなければならない。

労働安全衛生に関する政策、法律またはその科学、技術が変更された場合、労働安全衛生の知識やスキルの訓練、育成を受け、情報を共有しなければならない。

2. 雇用者は重大な労働安全衛生が求められる業に従事する労働者には訓練を行い、またこれらの業務に従事させる前に安全カードを発行しなければならない。

3. 労働契約を交わしていない労働者は、重大な労働安全衛生が求められる業務に従事する前に、労働安全衛生に関する教育を受け、かつ安全カードの発行を受けること。

国は本項に規定する労働者が研修コースに参加する場合の学費支援制度を負う。支援の基準、対象者及び適用機関については、政府は各段階における経済社会発展状況に基づいて詳細に定める。

4. 雇用者は本条の第 1, 2, 3 項に規定する対象以外の労働者、研修員、正式採用または配置の前の試用期間中の者に対し、労働安全衛生に関する訓練を行い、またその訓練の品質について責任を負い、定期的に訓練を行い、業務実施中に労働安全衛生に関する知識及びスキルを十分に身に着けさせ、適切なポジションに配置する。

5. 本条に規定する労働安全衛生に関する訓練は、業種の特徴、業務ポジション、労働規模に対応しなければならないが、かつ製造販売活動に影響しないこと。また、雇用者は製造販売事業所の実情に基づき、労働安全衛生の訓練を個別に実施するか、労働安全衛生に関する訓練を消防訓練などの専用分野の法律に規定するその他の訓練事項と組み合わせて実施することができる。

6. 労働傷病兵社会省大臣は関連産業・分野の意見を参考にした上で、重大な労働安全衛生要件に合致する業務一覧表を制定する。

7. 労働安全衛生の訓練機関は、投資に関する法律及び本法の規定に従って労働安全衛生に関するサービスを営業する公立事業団体及び企業のことである。

企業が本条の第 1, 2, 3 項に規定する対象者に労働安全衛生の訓練を実施する場合、訓練機関が示す労働安全衛生実施条件を満たさなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

8. 政府は、本条第 7 項に規定する労働安全衛生訓練の実施条件を満たす訓練機関に認定書を発行する裁量権を持つ機関、労働安全衛生の訓練機関の施設や技術における環境／条件、労働安全衛生訓練者の基準、訓練機関の認定書の新規発行、再発行、更新、取消に関する手順、手続き、関連書類の詳細について定める。

第二節 職場における労働安全衛生確保の規則、手順及び対策

第15条 労働安全衛生確保の規則及び手順

雇用者は、労働安全衛生に関する法律、国の標準規格、国家技術基準及び地方技術基準、及び労働・製造販売の環境に基づき、労働安全衛生確保の規則及び手順を制定し、実施する。

第16条 職場の労働安全衛生確保に関する雇用者の責任

1. 職場がスペース、通気性、微粒子、蒸気、有害ガス、放射性物質、電磁波、高温、湿度、振動、その他の関連技術基準に定める危険要素、有害要素に関する要件を満たし、かつそれらの項目の定期的な検査・測定を行うこと。また、医療大臣の規定に従って、職場に適切なバスルームやトイレを設置すること。
2. 機械、設備、材料、物質が公表・適用されている労働安全衛生の技術基準や標準規格及び職場労働安全衛生規則・手順に則って使用・運転・保持・保管されていること。
3. 労働者が危険要素・有害要素を持つ業務に就かせる場合、個人用保護具を十分に用意すること。また、職場における労働安全衛生の設備を整備すること。
4. 毎年または必要に応じて、職場における危険要素・有害要素を検査、評価することにより、技術的な対応策を実施し、職場における危険要素・有害要素を取り除き、労働環境を改善し、労働者の健康を管理する。
5. 機械、設備、材料、物質、施設、倉庫を定期的に検査、メンテナンスする。
6. 職場、保管管理場所、使用場所において、重大な労働安全衛生の要件をクリアするための機械、設備、材料、物質について、分かりやすく読みやすい場所にベトナム語による警告・案内板を掲げること。
7. 労働者に対し、割当てられた業務、職務に関する労働安全衛生の規則、規定、手順、職場における危険要素・有害要素の防止対策について宣伝、周知または訓練する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

8. 職場の異常対応・緊急対応計画を作成、制定する。雇用者の制御能力を超える職場の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故が発生した場合、またはそれらの事故が発生するリスクを発見した場合、事故の対応、緊急対応、応急措置部隊の指示を行い、また責任者への報告を迅速に行う。

第17条 職場の労働安全衛生確保に関する労働者の責任

1. 雇用者は、裁量権を持つ機関が制定し、与えられた業務、職務に関する労働安全衛生の規則、規定、手順、要件を遵守する。

2. 法律を遵守し、職場の労働安全衛生の確保に関する知識及びスキルをよく把握する。与えられた業務・職務を遂行するために供与された個人用保護具及び職場にある労働安全衛生のための設備を使用し保管する。

3. 重大な労働安全衛生の要件に即した機械、設備、材料、物質を使用する前に、労働安全衛生の訓練に参加しなければならない。

4. 労働の安全・衛生に影響を及ぼす直接的なリスク、職場の労働安全衛生規定の違反行為を防止する。労働災害やその他の異常が分かった場合、異常・労働災害・職業病の発生リスクを発見した場合は、速やかに責任者に報告する。異常・緊急対応対策案に従って、または雇用者／裁量権を持つ国の機関の命令が出されたときに積極的に異常・労働災害の応急措置措置・対応に参加する。

第18条 職場にある危険要素・有害要素の管理

1. 雇用者は職場の危険要素・有害要素を評価、管理することにより、労働安全衛生の技術的な対応策及び労働者の健康管理策を提示しなければならない。また、汚染や中毒を起こす要素がある場所で業務する労働者に対し、消毒や殺菌の対策を実施すること。

2. 医療大臣の決定により、労働者に対しては、有害管理のための接触の許容基準が規定される有害要素について、雇用者は少なくとも年に 1 回労働環境計測を行い、その有害要素を評価しなければならない。また、労働環境計測を実施する機関は施設、設備及び人材を十分に整備しなければならない。

3. 危険要素について、雇用者は職場の労働安全衛生確保のため、常に技術要件通りに管理しなければならない。また少なくとも年に 1 回法律の規定に従ってこの危険要素の検査、評価を実施すること。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 有害要素評価のための労働環境計測及び職場の危険要素の検査・評価・管理の結果が出た後、雇用者は下記事項を実施しなければならない。

a) 労働環境計測を行った場所及び危険要素の検査・評価・管理されている場所の労働者にそれらの結果を公開・連絡する。

b) 労働組合または裁量権を持つ機関、組織からの要請に従い情報を提供する。

c) 労働安全衛生の確保及び労働者の健康管理のため、職場の危険要素・有害要素の管理対応策を立てる。

5. 政府は、職場の危険要素・有害要素の管理及び労働環境計測組織の活動条件について、投資法及び企業法に則って詳細に定める。

第19条 労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の対処及びその緊急対応

1. 雇用者は労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故についての対処・緊急対応策を講じなければならない。また、法律の規定に従って定期的にその訓練を行うこと。労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故が発生した場合に応急措置救護できるよう技術・医療機器を整備しなければならない。

2. 労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の対処及びその緊急対応の責任

a) 雇用者は、労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故を起こす恐れがある職場に使用する機械設備の運転及び材料・物質の使用を直ぐ停止するよう命令する。労働者の健康または生命を脅す重大な労働災害のリスクに対応できない場合、労働者に対し、その職場で業務を継続させるまたはその職場に戻すことはできない。労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の対処対策及び技術的対応策、応急措置対策を実施して人間及び財産を守り、労働者及び職場周辺の者の労働安全衛生の確保、財産と環境の保護を行う。事故発生地または緊急対応地の管轄行政機関に迅速に報告する。

b) 労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故が発生した製造販売事業所／地方の雇用者／地方は速やかに人力、物的力及び器具を動員し、専門分野の法律の規定に従って緊急対応しなければならない。

c) 複数の製造販売事業所／地方に係る労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の場合、当該事故が発生した事業所の雇用者及び地方の行政は対応に係

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

る責任を有し、また専門分野の法律の規定に従って上位の直轄機関に報告しなければならない。

製造販売事業所または地方の対応の能力を超えている場合、その旨を上位の直轄機関に速やかに報告し、他の製造販売事業所または地方に急ぎ応援要請を出す。要請された製造販売事業所または地方は、自己の能力及び管理範囲において緊急対応措置を実施し、協力する。

3. 政府は本条の詳細を定める。

第20条 労働環境の改善及び労働安全習慣の構築

1. 雇用者は、常に事業所の労働組合執行委員会と連携し、労働者を労働環境改善活動に参加させ、また職場の労働安全習慣を構築する。
2. 労働環境改善及び労働者の労働安全衛生確保のため、雇用者に技術の標準規格、先進かつ現代的な管理システムの導入及び先進技術、ハイテク、エコテクノロジーの導入を要請する。

第三節 労働保護及び労働者の健康管理の制度

第21条 労働者の健康診断及び職業病の治療

1. 雇用者は、毎年少なくとも 1 回労働者の健康診断を実施しなければならない。重労働・有害・危険及び特別に重労働・有害・危険な業務を担う労働者、障害を持つ労働者、未成年労働者、高齢労働者は、少なくとも 6 ヶ月に 1 回の頻度で健康診断を受けること。
2. 本条第 1 項に規定する健康診断を行う際に、女性労働者は産婦人科の診察、職業病を起こす危険要素と直接に接する環境で業務する労働者は職業病検査診察を受けること。
3. 雇用者は、労働者に業務を与える前、重労働・有害・危険な業務へ異動する前、または労働災害・職業病が回復して職場復帰する前に、当該労働者の健康診断を行わなければならない。但し、医学評議会により労働能力の喪失率を確定するための医学鑑定を受けた場合を除く。
4. 雇用者は、専門及び技術的な要件・条件を満たした診察治療施設にて労働者の健康診断及び職業病検査診断を行う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

5. 雇用者は、職業病と診断された労働者を専門及び技術的な要件を満たした診察治療施設に送って、医療大臣が規定した職業病治療プロトコルに従って治療させること。
6. 本条第 1,2,3,5 項に規定する雇用者が支払った労働者の健康診断及び職業病検査・治療に関する費用は、法人税法（企業所得税法）に基づき、税額を計算する際に損金に算入できる。サービス業務を行わない行政機関や事業団体の場合は常時事業費として計上される。

第22条 重労働・有害・危険な業種、業務

1. 重労働・有害・危険及び特別に重労働・有害・危険な業種、業務は、その業種、仕事の特徴及びその特有の労働環境に基づいて分けられる。
2. 労働傷病兵社会省大臣は医療省の意見を受けた上で、重労働・有害・危険及び特別に重労働・有害・危険な業種・業務一覧表を制定する。また、労働環境別の労働分類の基準を定める。
3. 雇用者は、法律の規定に従って、重労働・有害・危険及び特別に重労働・有害・危険な業務に就く労働者に対し、労働保護及び健康管理制度を十分に実施すること。

第23条 労働に係る個人用保護具

1. 危険要素・有害要素がある業務に就く労働者は、雇用者により個人用保護具を十分に供与され、業務実施中にそれを装用しなければならない。
2. 雇用者は技術や設備等の方法により危険要素・有害要素を最低限に抑え、労働環境を改善すること。
3. 雇用者は個人用保護具を供与する際に次の原則を守ること。
 - a) 標準規格または国家技術基準をクリアする品質を確保し、種類、数量が正確であること。
 - b) 個人用保護具貸与の代りに現金支給しないこと。個人用保護具の購入について、労働者に購入させない、また労働者から集金して購入しないこと。
 - c) 労働者の個人用保護具の装用の仕方を指導し、その装用状態を検査する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

d) 中毒や菌の汚染、放射能汚染を起こす可能性のある場所で使用された個人用保護具は、消毒、除染、放射能除去の対策を実施する。

4. 労働傷病兵社会省大臣は労働に関わる個人用保護具の供与制度について定める。

第24条 現物手当

1. 危険要素・有害要素がある環境で業務する労働者は雇用者により現物手当てを支給される。

2. 現物手当ては次の原則に合致すること。

a) 体の免疫力及びデトックス（毒物排出）の強化。

b) 利便性と食品安全衛生の確保。

c) シフトまたは勤務日の時間中に実施する。但し、事業者が労働者集団に配給できない場合を除く。

3. 労働傷病兵社会省大臣は現物手当てについて定める。

第25条 危険要素・有害要素が存在する環境における勤務時間

1. 雇用者は、労働者が危険要素・有害要素と接する時間が国家技術基準及び関連法律に規定する安全限度内であることを確保しなければならない。

2. 重労働・有害・危険な業務をする労働者の勤務時間は労働法の規定に合致する。

第26条 健康回復ための介護

毎年、雇用者に重労働・有害・危険及び特別に重労働・有害・危険な業務をする労働者または健康状態が悪い労働者に対して健康回復ための介護をさせるよう要請する。

第27条 労働者の健康管理

1. 雇用者は業種別／業務別の健康基準及び健康診断結果に基づき労働者を適切な業務に配属する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 雇用者は、労働者の健康管理書類及び職業病患者の健康管理書類の作成・管理の責任を負う。労働者に健康診断結果または職業病検査結果を通知する。毎年、自己の管理範囲における労働者の健康管理状況を医療に関する裁量権を持つ国の機関に報告する。

第四節 重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の管理

第28条 重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質

1. 重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質は、適正な保管、輸送、保存、使用の下、使用目的及び製造者のマニュアル通りに使用されるが、労働や製造の過程で労働災害・職業病が発生する可能性が潜在し、人間の健康または生命に重大な影響を与える恐れのある機械、設備、材料、物質のことである。

2. 労働傷病兵社会省大臣は、本法の第 33 条に規定する各省庁の要請に基づき、重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の一覧表を制定する。

第29条 重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の製造・使用・保管・保存のための施設／建物の新設・拡張・改装時の労働安全衛生の保障対策案の作成

1. 裁量権を持つ機関に提出する重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の製造・使用・保管・保存のための施設／建物の新設・拡張・改造の建設申請書類には、労働者の職場及び環境に対する労働安全衛生確保の対策案を発注者または雇用者が提示しなければならない。

2. 労働安全衛生確保の対策案には次の主な項目を含む。

a) 工事または施設の所在地と規模

b) 工事または施設の工事項目詳細一覧

c) 運営中に発生すると考えられる危険要素・有害要素の明記

d) 危険要素・有害要素を取除く対策の詳細、労働の安全・衛生に影響を及ぼす重大火急の技術的な事故の処理方法

第30条 重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の使用

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質は、原産地が明確、使用期限内、品質が保障され、かつ本法の第 31 条第 1 項の規定に従って品質検定を受けていること。但し、専門分野の法律に他の規定がある場合を除く。
2. 組織または個人は、重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の導入、使用中止、廃棄を行う場合、本法の第 33 条第 1 項と第 2 項に規定する裁量権を持つ現地の省・中央直属都市（以下、「省レベル」という）の人民委員会に属する専門機関に申し出なければならない。
3. 組織または個人は、重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の使用期間中は、国家技術基準に従った定期点検、メンテナンスを行い、またそれらの機械、設備、材料の技術安全に関する書類を作成し、保管する。
4. 重大な労働安全衛生要件に合致する物質は、試薬に関する法律及び専門分野の法律の規定に従って使用する。

第31条 重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料の品質検定

1. 各種の重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料は、使用前に労働安全技術の検定機関による品質検定を必ず受け、また使用期間中も定期的に品質検定を受けること。
2. 各種の重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料の品質検定は、正確、明瞭、公けに行わなければならない。
3. 政府は、労働安全の技術検定事業の実施条件を満たす機関の認定書発行の裁量権を持つ機関、その施設や技術的な環境／条件、認定書の新規発行・再発行・更新・取消の手順、手続きと申請書類について詳細に定める。また、品質検定を対象の検定要求事項に適合する検定員の基準、重大な労働安全要件に合致する機械、設備、材料の検定について詳細に定める。

第32条 労働安全の技術検定事業を行う組織の権利及び義務

1. 労働安全の技術検定事業を行う機関とは、労働安全の技術検定サービスを提供する公立事業団体または企業のことである。
2. 労働安全の技術検定事業を行う機関は次の権利を負う。
 - a) 検定業務提供契約書に従って検定業務を実施する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

b) 機械、設備、材料の検定業務実施上の安全条件を満たさないときに検定サービス提供を拒否する。

c) 検定業務を妨害する行為について提訴、不服申立または告訴する。

d) 検定と要請の対象を持つ組織、個人に、検定業務を行うための資料や情報の提供を求めることが出来る。

3. 労働安全の技術検定事業を行う機関は次の義務を負う。

a) 検定事業条件適合認定書に規定する範囲・対象に則った検定サービスを提供する。

b) 検定手順に従って検定業務を行う。

c) 検定結果について責任を持ち、また法律の規定に従って検定業務による損害を補償する。違反を発見した場合には検定結果を取消す。

d) 法律の規定に従って、検定業務の実施状況について、毎年本法の第 33 条第 1 項、第 2 項に規定する裁量権を持つ国の機関及び労働に関する国の管理機関に報告する。

d) 検定書類を保管する。

第33条 重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質に対する国の管理に関する各省庁の責任

1. 各省庁は次の範囲において、重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質について国としての管理責任を負う。

a) 医療省は、食品、医薬品、ワクチン、生物製剤、化粧品、医薬品原料、人間用薬品、家庭用試薬、殺虫剤、殺菌剤、医療機器に関わる重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質について国としての管理責任を負う。

b) 農業農村開発省は、農業・林業・製塩業・漁業・灌漑施設・堤防における作物、動物、肥料、飼料、農薬、獣医薬品、生物製剤に関わる重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質について国としての管理責任を負う。

c) 交通運輸省は、交通運輸機械、積載・荷卸と交通工事専用の機械・設備、海上探査・開拓用機械・設備、交通インフラ工事用機械・設備に関わる重大な労働安

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質について国としての管理責任を負う。

d) 商工省は、海上探査・開拓用機械・設備を除く工業・化学専用の圧力機械・フォークリフト、工業火薬、鉱物・石油開拓設備に関わる重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質について国としての管理責任を負う。

d) 建設省は、建設工事に関わる重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質について国としての管理責任を負う。

e) 科学技術省は、原子炉、原子炉材料、基本の原子炉材料、放射性物質、放射設備について国としての管理責任を負う。

g) 情報通信省は、放送・ラジオ分野に使用する機械、設備について国としての管理責任を負う。

h) 国防省は、軍事設備・道具、武器弾薬、兵器、国防や国防工事に使用される製品について国としての管理責任を負う。

i) 公安省は、消防設備及び本項の h)に規定するものを除く技術的な設備、武器弾薬、兵器、ユーティリティについて国としての管理責任を負う。

k) 労働傷病兵社会省は、労働者の個人用保護具及び本項の a), b), c), d), d), e), g), h), i)に規定するものを除く重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質について国としての管理責任を負う。

2. 労働傷病兵社会省は、経済社会発展状況及び国の管理の要請に基づき、関連産業・分野の管理省庁と連携し、本条第 1 項に規定されていない新たな重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質、または複数の省庁の管理範囲にあるが本条第 1 項に規定される省庁の管理裁量権が明確に確定できない重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の管轄機関の割当案を政府に提出し、その決定を仰ぐ。

3. 各省庁は、本条第 1, 2 項に規定する重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の国の管理裁量権及び本法第 28 条第 2 項に規定する重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質一覧表に基づき、次の責任を負う。

a) 自らの管轄範囲において、重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質一覧表の詳細案を作成し、労働傷病兵社会省大臣に提出し、公布を仰ぐ。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 労働傷病兵社会省からの意見を受けた上で、自らの管轄範囲において、重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の品質検定・管理の手順書を制定する。
 - c) 本条第 1, 2 項の規定に従って、国の管理裁量範囲において品質検定活動の監査を行う。
 - d) 本条第 1, 2 項に規定する重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の管理について年次報告書を労働傷病兵社会省に提出する。但し、専門分野の法律に他の規定がある場合を除く。
4. 労働傷病兵社会省は関連省庁と連携して、重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質一覧表を公開し、各段階の経済社会発展、化学技術、管理に合わせた修正・補填を行う。

第三章

労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故及び労働災害・職業病の対処措置

第一節 労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故及び労働災害・職業病の申告、統計、報告及び調査

第34条 労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故及び労働災害の申告

1. 労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故及び労働災害の申告

- a) 職場において労働災害、労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故が発生したあるいはその発生危険性がある場合、その被害者または発生の発見者は速やかに直属担当者及び雇用者に報告し、迅速な対処措置と是正措置を仰ぐ。
- b) 本項の a) に規定する事故で死亡や重傷（2人以上）事故が発生した場合、雇用者は速やかに事故発生地を管轄する省レベルの国の管理機関にその旨を申告する責任を負う。死亡事故の場合は速やかに郡、区、町、中央直轄都市、省直轄都市（以下、「郡レベル」という）の公安当局にも報告しなければならない。
- c) 放射物、石油探査・開拓の分野、鉄道・水路、陸路、航空路の輸送手段（機械）の分野及び人民軍にて発生した事故について、雇用者は専門分野の法律の規定に従って申告する責任を負う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

d) 労働契約書を交わしていない労働者に死亡や重傷が発生した労働災害の場合、その労働者の親族または発見者は、速やかに事故発生地を管轄する村、地区、町（以下、「村レベル」という）の人民委員会に申告し、対処措置を仰ぐ。

死亡や重傷（2人以上）事故が発生した労働災害の場合、村レベル人民委員会は事故の発生地を管轄する郡レベル公安当局及び省レベルの国家労働管理機関に速やかに報告し、迅速な対処措置を仰ぐ。

労働契約書を交わしていない労働者に労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故が発生した場合、発見者は速やかに技術に関する事故が発生した村レベル人民委員会に申告し、また本法の第 19 条と第 36 条の規定に従って報告する責任を負う。

2. 裁量権を持つ機関、組織は、自らの責任範囲において、労働災害及び労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故の報告情報を検討、処理し、また要請されたときにその処理結果を報告した機関・組織・個人に通知し、かつ報告者の正当かつ合法的な権利を確保するために必要な処置を適用する。

第35条 労働災害、労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故及び労働の労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の調査

1. 雇用者は、自己の管轄範囲において労働者に軽傷または重傷（1人）が発生した場合、労働災害の調査のために事業所の労働災害調査団を設置する責任を負う。但し、本条第 2 項と第 3 項の規定に従って調査された場合、または裁量権を持つ国の機関により専門分野の法律の規定に従って調査された労働災害の場合を除く。

事業所の労働災害調査団のメンバーについて、雇用者または雇用者が書面をもって委任した代表者を団長とし、事業所の労働組合執行委員会の代表者（または事業所の労働組合執行委員会が設置されていない場合は労働者集団の代表者）、労働安全担当者、保険担当者及び団員をメンバーとする。

労働契約書を交わしていない労働者 1 名に重傷が発生した労働災害の場合、事故発生地を管轄する村レベル人民委員会は事故発生記録書を作成し、事故発生地を管轄する郡レベル人民委員会に報告すること。

2. 省レベルの国家労働管理機関は、労働契約書を交わしていない労働者を含む労働者に死亡または重傷（2人以上）が発生した労働災害の調査のため、省レベル労働災害調査団を設置する責任を負う。但し、本条第 4 項に規定する場合を除く。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

また、事業所の労働災害調査団の調査に対し不服申立や告訴を受ける、あるいは必要と判断した場合は当該事故を再調査する。

省レベルの労働災害調査団のメンバーについて、省レベルの国家管理機関に属する労働安全衛生の専門査察部の代表者を団長とし、保険局の代表者、省レベル労働連合の代表者及び団員をメンバーとする。

3. 労働傷病兵社会省大臣または裁量権を持つ国家機関は、重大な労働災害、または労働災害の調査が省レベルの労働災害調査団の対応能力を超えて複雑な労働災害と判断した場合、中央レベル労働災害調査団を設置する責任を負う。また、省レベルの労働災害調査団が調査した事故を再調査する。

中央レベル労働災害調査団は、労働傷病兵社会の代表者、医療省の代表者、ベトナム労働総連合の代表者及び団員をメンバーとする。

4. 本法の第 34 条第 1 項の c) に規定する事故や異常について、労働安全衛生の査察部からの協力の下で専門分野の法律及び労働に関する法律の規定に従って調査を行う。

5. 雇用者及び労働災害、労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故、深刻な労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故に関連する者は、調査団と協力し、関連の情報及び資料を十分に提供し、調査を拒否・阻止することなく義務を果たす。

住宅と職場の通勤中に事故が発生した場合、裁量権を持つ国家機関は調査団に対し、次に掲げる書類の一つを提出しなければならない。

a) 事故現場捜査記録書と事故現場見取図。

b) 交通事故調査記録書。

c) 本項の a) と b) に規定する書類がない場合、当該労働者またはその親戚の要請に基づく事故発生地を管轄する村・地区・町の公安当局の事故確認証明書が必要となる。

6. 本条の第 1, 2, 3 項に規定する事業所・省レベル・中央レベルの労働災害調査団の裁量権にある労働災害の調査期限は、労災事故情報の報告・申告を受けた時点から労働災害調査記録書を公開するまでとする。具体的には次の通り。

a) 労働者に軽傷が発生した労働災害の場合は 4 日間以内とする。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

b) 労働者 1 人に重傷が発生した労働災害の場合は 7 日間以内とする。

c) 労働者 2 名以上に重傷が発生した労働災害の場合は 20 日間以内とする。

d) 死亡事故の場合は 30 日間以内とする。技術的な鑑定または司法解剖が必要な事故の場合は 60 日間以内とする。調査機関が調査して犯罪の兆候が疑われたが刑事事件として起訴しないと決定した事故の場合、調査期間は労働災害調査団が当該事故に関連するすべての資料、証拠物、道具等を引き継いだ時点から開始する。

本項の b)、c)、d)に規定する労働災害でかつ複雑な要素がある事故の場合、調査期限を 1 回のみ延長できるが、延長期間はこの各号に規定する期限を超えてはならない。調査団長はその延長について本項の b)、c)、d)に規定する労働災害に対する労働災害踏査団の設置決定者に報告し、承諾を仰ぐ。

7. 本条の第 1, 2, 3 項に規定する労働災害の調査期間中に犯罪の兆候を発見した場合、調査団はその旨を書面にて調査機関に報告し、また関連する資料、証拠物、道具（あれば）を提出する。調査機関は刑事訴訟に関する法律の規定に従って刑事事件として検討し、起訴する。

起訴に対する処理期限は刑事訴訟に関する法律の規定に合致する。調査機関が不起訴と決定した場合、調査機関はその刑事事件の不起訴決定から 5 日間以内に、当該労働災害に関連する資料、証拠物、道具等を調査団に提出、返還すること。

8. 労働災害の調査記録書は、労働災害の調査団長が会議にて公表する。この会議には調査団の団員、雇用者または雇用者が書面をもって委任した代表者、労働組合の代表者、被害者または被害者の親族の代表者、事件を知る者、事故に関わる者が出席する。また、死亡事故の場合、同級の公安当局及び人民検察院の代表者も出席する。

労働災害の調査記録書及び労働災害の調査記録書を公開する会議の議事録は、労働災害の調査団のメンバーである機関、国家労働管理機関、事故が発生した事業所の雇用者及び被害者、被害者の親族に送付されなければならない。

9. 労働災害の調査記録書及びその他労働災害に関連する必要な情報の公表に関する責任は次の通り。

a) 本条第 1 項に規定する労働災害の調査責任が雇用者にある場合、雇用者はその情報を公表する責任を負う。村レベル人民委員会が労働災害記録書を作成した場合、村レベル人民委員会はその情報を公表する責任を負う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

b) 本条第 2 項と第 3 項に規定する労働災害の調査団長または労働災害の調査を主管する国家機関はその情報を公表する責任を負う。

c) 事故の調査団長または労働災害の調査を主管する国家機関はその情報を公表する責任を負う。但し、専門分野の法律に他の規定がある場合を除く。

雇用者は、労働災害の調査記録書及び労働災害の調査記録書を公開する会議の議事録を受領した後、それらの情報を全て公開し、労災事故が発生した事業所の労働者に周知しなければならない。労働契約書を交わしていない労働者に労働災害が発生した場合、村レベルの人民委員会は国民に周知するために掲示、公開しなければならない。

d) 本条第 4 項に規定する事故や異常の調査、労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の調査の調査団長または調査を主管する国は、調査期限が過ぎた時点で調査記録書及び関連する必要な情報を公表する責任を負う。但し、専門分野の法律に他の規定がある場合を除く。

10. 本条に規定する労働災害、労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故や労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の調査期限が過ぎて、なお労働者の合法的な権利に損害を与える場合、雇用者は法律の規定に従って補償しなければならない。

11. 政府は、労働災害、労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故や労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の区分、申告、調査、報告、及び刑事事件として起訴決定が出された労働災害における労働者への労働災害制度の処理について詳細に定める。

第36条 労働災害、労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の統計と報告

1. 雇用者は、自己の施設で発生した労働災害及び労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故について統計と報告を行い、また 6 カ月に 1 回及び年に 1 回、省レベルの国家労働管理機関にその旨を報告しなければならない。但し、専門分野の法律に他の規定がある場合を除く。

2. 村レベルの人民委員会は、本法の第 34 条第 1 項の d) に規定する労働契約書を交わしていない労働者に関する労働災害及び労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

的な重大事故について郡レベルの人民委員会に報告しなければならない。郡レベルの人民委員会はそれを纏めて、省レベルの国家労働管理機関に報告する。

3. 省レベルの国家労働管理機関は、本条第 1 項と第 2 項の規定に従って統計と報告された労働災害及び労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故について、以下の通り労働傷病兵社会省に報告する責任を負う。

a) 管轄地方にて発生した死亡労災事故及び労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故について速やかに報告すること。

b) 6 カ月に 1 回及び 1 年に 1 回、管轄地方における労働災害と労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の状況、及び労働安全事務に関する報告書を提出すること。

4. 医療省は、6 カ月に 1 回及び 1 年に 1 回、労働災害の被害者が診察治療施設において診察・治療した事例の統計を取り、その情報を労働傷病兵社会省に提出する。

5. 労働傷病兵社会省は、労働災害及び労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の状況の情報収集、保管、編集、提示、公表、評価について主管し、それを指導する。また、全国の労働安全のデータベースを構築して管理する。

第 37 条 職業病の統計と報告

1. 職業病に罹ったすべての労働者は医療大臣の規定に従って統計・報告されること。

医療大臣は、労働傷病兵社会省、ベトナム労働総連合、雇用者を代表する組織、関連する社会組織の意見を聴取した上で職業病一覧表を公布する。この一覧表は労働環境、設備、技術の変更に応じて修正・補足される。

2. 雇用者は、職業病防止についての統計を取り、毎年省レベルの国家保険管理機関に報告しなければならない。省レベルの国家保険管理機関はそれを纏めて医療省に報告する。

3. 医療省は、職業病及び職業病防止事務の実施状況について、毎年労働傷病兵社会省にその統計・評価報告書を提出する。労働傷病兵社会省はそれを纏めて政府に報告する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 医療省は職業病に関する情報の収集、保管、編集、提示、公表、評価について主管し、それを指導する。職業病防止のデータベースを構築して管理する。また、職業病の調査を実施する。

第二節 労働災害、職業病の被災労働者に対する雇用者の責任

第 38 条 労働災害、職業病の被災労働者に対する雇用者の責任

雇用者は、労働災害・職業病の被災労働者に対し、次の責任を負う。

1. 労働災害に遭った労働者の応急措置救護を迅速に行い、また労働災害・職業病の被災労働者の応急措置救護及び治療に係る費用を立て替える。

2. 労働災害・職業病の被災労働者の応急措置救護から治療までの発生費用について、次の通りに支払う。

a) 共済金及び医療保険加入の労働者に対し、医療保険負担費用一覧に該当しない費用を支払う。

b) 雇用者が医学鑑定評議会にて労働能力の喪失率鑑定のための診察を受けるよう労働者に勧めた結果、その労働能力の喪失率が 5%未満の場合、労働能力喪失率鑑定で発生する費用を支払う。

c) 医療保険に加入しない労働者に対し、医療費を全額支払う。

3. 治療や労働機能回復期間により欠勤した労働災害・職業病の被災労働者に給料を十分に支払う。

4. 労働者本人の過失によらない労働災害の被災労働者、及び職業病に罹った労働者には次の通りの補償を行う。

a) 労働能力の喪失率が 5%から 10%までの場合、補償金は月給の 1.5 倍以上の金額とする。労働能力の喪失率が 11%から 80%までの場合、喪失率 1%あたり月給の 0.4 倍の金額を増額する。

b) 労働能力の喪失率が 81%以上の場合、および労働災害／職業病により死亡した労働者の遺族には月給の 30 倍以上の補償金を支払う。

5. 労働者本人の過失により労働災害に遭った場合は、労働能力の喪失率に応じて本条第 4 項に規定する補償金の 40%以上を給付する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

6. 労働災害に遭った労働者及び職業病に罹った労働者が法律の規定に従って労働能力の喪失率の医学鑑定、治療、介護、機能回復を受けられるように紹介する。
7. 労働能力の喪失率の医学鑑定評議会が結論を出した時点から、あるいは死亡事故において労働災害の調査団が労働災害の調査記録書を公表した時点から 5 日以内に、労働災害に遭った労働者及び職業病に罹った労働者に補償及び手当を給付する。
8. 労働災害・職業病の治療及び機能回復した後に業務を継続する労働者に対し、医学鑑定評議会の結論に基づいて、当該労働者の健康状態に応じた業務に配置する。
9. 本章第三節に規定する労働災害・職業病の保険基金から労働災害・職業病の保険制度適用申請書類を作成する。
10. 本条第 3, 4, 5 項に規定する補償・手当制度の給付額計算のための給料及び労働災害・職業病により欠勤した場合の労働者に支給される給料には、基本給、給料手当及びその他労働に関する法律の規定に合致する補填費用がある。
11. 労働傷病兵社会省大臣は本条の第 3, 4, 5 項について詳細に定める。

第 39 条 特殊な場合の労働災害に遭った労働者への補償及び手当の給付に関する雇用者の責任

1. 労働者が機関・企業・組織・合作舎の範囲以外で職務を遂行して、または雇用者の命に従って労働災害に遭ったケースで、その事故が他者の過失により発生した場合、または事故の加害者を確定できない場合、雇用者は本法第 38 条第 4 項の規定に従って労働者に補償しなければならない。
2. 労働者が住宅から職場まであるいは職場から住宅までの適切なルートと時間の通勤中に労働災害に遭ったケースで、その事故が他者の過失により発生した場合または事故の加害者を確定できない場合、雇用者は本法第 38 条第 5 項の規定に従って労働者に補償しなければならない。
3. 雇用者が労働災害に遭った労働者に保険業者の災害保険をかけた場合、当該労働者は保険業者と締結した契約書に基づく補償金と手当を受け取ることができる。保険業者が労働災害に遭った労働者に支払った金額が本法の第 38 条第 4 項と第 5 項に規定する金額より低い場合、当該労働者あるいは当該労働者の親族に給付さ

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

れる総額が、最低本条の第 38 条第 4 項と第 5 項に規定する補償金と手当と同等な金額になるように、雇用者はその不足金額を支払わなければならない。

4. 雇用者が社会保険法の規定に従って社会保険の加入が義務付けられる労働者に労働災害・職業病の保険をかけない場合、雇用者は、本法の第 38 条に規定する補償金と手当の支給の他、本章第三節に規定する労働者が労働災害・職業病に被災した場合における労働災害・職業病の保険制度に規定する金額に相当する金額を支払わなければならない。支払方法について、各当事者の合意の下、一括払にするか月払いにするかを定める。合意に至らない場合は労働者の要求に従って実施する。

5. 労働傷病兵社会省大臣は本条の詳細を定める。

第 40 条 労働者が雇用者から労働災害の保険制度を適用されない場合

1. 労働者は、次の各号の一つの原因により事故に遭った場合は本法の第 38 条と第 39 条に規定する制度が適用されない。

- a) 業務・労働職務の遂行に関係しない、被害者と事故の加害者間の争いの場合。
- b) 労働者が故意に自身の健康を害した場合。
- c) 麻薬、その他法律が規定する薬物を使用した場合。

2. 労働傷病兵社会省大臣は本条の詳細を定める。

第三節 労働災害・職業病の保険制度

第 41 条 労働災害・職業病医療基金による労働災害・職業病の被受労働者に対する保険制度の実施原則

1. 労働災害・職業病保険基金は社会保険基金の構成基金である。この基金に関する納付、給付、管理、使用について、本法及び社会保険法に従って実施する。

2. 労働災害・職業病保険料の納付額は労働者の月次給与により計算され、また雇用者により納付される。

3. 労働災害・職業病の被受者に対する補償・手当の給付額は、労働能力の喪失率及び労働災害・職業病保険基金への納付額と納付期間に基づいて計算される。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 労働災害・職業病保険制度の実施は、簡易かつ便利で、また労働災害・職業病保険加入者の権利を迅速かつ十分に確保しなければならない。

第 42 条 労働災害・職業病保険基金の使用

1. 本法律の第 45 条と第 46 条に規定する条件を満たした場合、労働災害・職業病による障害・疾病程度の判定に関する診察料を支払う。本法律の第 47 条第 1 項の b) と第 3 項に規定する労働能力の喪失率を判定するための診察について、労働者が任意に診察したがその判定結果が労働災害・職業病の手当の給付額の増額調整条件を満たした場合はその診察料を支払う。

2. 一括払手当、月次手当、サービス手当の支給。

3. 生活補助具や整形具の補助への支給。

4. 休養・健康回復への支給。

5. 労働災害・職業病リスクの防止・共同負担への支給。

6. 労働災害・職業病の被受者が職場に復帰するときの転職へのサポート。

7. 社会保険法の規定に合致する労働災害・職業病保険管理費の支給。

8. 労働災害・職業病保険の月次手当を給付される休職者の医療保険の支払。

第 43 条 労働災害・職業病保険制度の適用対象者

1. 本節に規定する労働災害・職業病保険制度の適用対象者は、社会保険法の第 2 条第 a, b, c, d, d, e, h 項に規定する社会保険の強制加入労働者及び同法の第 1 条第 3 項に規定する雇用者である。

2. 複数の雇用者と労働契約を締結する労働者の場合、当該労働者が社会保険強制加入の対象者であれば、それぞれの雇用者は締結した労働契約書毎に基づき労働災害・職業病保険料を納付しなければならない。労働災害・職業病の被災時に、労働者は政府が規定する納付・給付原則に基づき労働災害・職業病保険制度を処理される。

第 44 条 労働災害・職業病保険基金の納付基準とその資金源

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 雇用者は、毎月本法律の第 43 条に規定する社会保険納付額を確定するための給与の基金の 1%までの金額を労働災害・職業病保険基金に納付しなければならない。
2. 労働災害・職業病保険基金の資金源は次の通り。
 - a) 本条第 1 項に規定する雇用者の責任による納付額。
 - b) 社会保険法の第 90 条と第 91 条に規定する基金による投資活動の利子。
 - c) その他合法的な資金源。
3. 政府は、労働災害・職業病保険基金のバランス確保の能力に基づき、本条第 1 項に規定する当該基金への納付額について詳細に定める。

第 45 条 労働災害制度の享受条件

労働災害・職業病保険に加入する労働者は、次のすべての条件を満たしたときに労働災害の保険制度を享受できる。

1. 次に掲げる各号の一つに該当する事故に遭った。
 - a) 職場におけるまたは勤務時間中に労働法または製造販売事業所の規定が許容した必要な生活需要（休憩、シフト間の食事、支給食品の飲食、生理中の衛生管理、母乳あげ、お手洗い）を対応する時を含む勤務時間中に職場において事故に遭った場合。
 - b) 職場以外あるいは勤務時間以外であるが、雇用者が要求した業務または雇用者が書面をもって当該労働者の直接管理と委託された者が要求した業務に従事したときに事故に遭った場合。
 - c) 住宅から職場へまたは職場から住宅への通勤中に事故に遭った場合。（妥当な時間とルート）
2. 本条第 1 項に規定する事故に遭ったことにより労働能力が 5%以上喪失した場合。
3. 労働者は、本法律の第 40 条第 1 項に規定する原因の一つに該当した場合、労働災害・職業病保険基金の制度を享受できない。

第 46 条 職業病制度の享受条件

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 労働災害・職業病保険に加入する労働者は、次のすべての条件を満たしたときに職業病の保険制度を享受できる。

a) 本法律の第 37 条第 1 項に規定する医療大臣により制定される職業病一覧に該当する職業病に被災した場合。

b) 本条第 1 項に規定する疾病の被災により労働能力が 5%以上喪失した場合。

2. 法律の第 37 条第 1 項に規定する医療大臣により制定される職業病一覧に該当する職業病にかかる危険性がある業種・業務に従事しないまたは定年したが、所定期間中に職業病を発見した場合、政府が規定する制度の適用検討とその処理のため職業病を鑑定される。

第 47 条 労働能力の喪失率の鑑定

1. 労働災害・職業病の被災労働者は、次に掲げる各号の一つに該当した場合、労働能力の喪失率の鑑定または再鑑定される。

a) 初めて障害・疾病され、安定に治療されたが健康に影響する後遺症が残った場合。

b) 障害された後、また再発したが安定に治療された場合。

c) 医療大臣が規定する安定に治療不可能な障害・職業病の場合、労働者はその治療前または治療中に鑑定の手続きを受けることができる。

2. 労働者は、次に掲げる各号の一つに該当した場合、労働能力の全体喪失率の鑑定を受けることができる。

a) 労働災害故と職業病が同時に受けた場合。

b) 数回事故にあった場合。

c) 複数の職業病にかかった場合。

3. 本条第 1 項に規定する労働者は、医学鑑定評議会が一番最近に労働能力の喪失率の判定を出した時点から 24 か月以降に労働災害・職業病を再鑑定される。職業病の特性により労働者の健康状態が急速に悪化する場合、医療大臣の規定に従って鑑定が早期に実施される。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 48 条 一括払手当

1. 労働能力の喪失率が 5%から 30%の場合、当該労働者が一括払手当を享受できる。
2. 一括払手当の給付額は次の通り規定される。
 - a) 労働能力の喪失率が 5%である場合は基本給の 5 倍の金額を給付される。労働能力の喪失率が 5%を超えた場合は 1%にあたり基本給の 0.5 倍の金額が給付される。
 - b) 本項の a)に規定する給付額以外に、労働災害・職業病保険基金への加入期間（年数）に基づく手当も給付される。加入期間が 1 年未満の場合は、労働災害事故、または職業病が確定した月の前月の労働災害・職業病保険基金への納付金額の 0.5 ヶ月、以降、労働災害事故に被災、または職業病と判断された月の前月の労働災害・職業病保険基金への納付金額の 0.3 ヶ月分が 1 年ごと積算されていく。基金の初回納付月に労働災害にあった場合または加入中断後に職場に復帰した場合、手当支給額は正規の月給に基づいて計算される。
3. 労働傷病兵社会省大臣は、労働者が再鑑定／総合鑑定により手当の給付額が調整された場合における労働災害・職業病に関する手当の給付額の計算について詳細に定める。

第 49 条 月次手当

1. 労働能力の喪失率が 31%以上の場合、当該労働者が月次手当を享受できる。
2. 月次手当の給付額は次の通り規定される。
 - a) 労働能力の喪失率が 31%である場合は基本給の 30%の金額を給付される。労働能力の喪失率が 5%を超えた場合は 1%にあたり基本給の 2%の金額を給付される。
 - b) 本項の a)に規定する給付額以外に、毎月労働災害・職業病保険基金への加入期間（年数）に基づく手当も給付される。加入期間が 1 年未満の場合は、労働災害事故、または職業病が確定した月の前月の労働災害・職業病保険基金への納付金額の 0.5%、以降、労働災害事故に被災、または職業病と判断された月の前月の労働災害・職業病保険基金への納付金額の 0.3%分が 1 年ごと積算されていく。初めて基金に納付してその月に労働災害にあった場合または間隔的に加入して職場に復帰した場合、この手当の給付額は当該月次の給与に基づいて計算される。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3.労働災害・職業病の月次手当及びサービス手当の給付の一時停止・継続は社会保険法の第 64 条に規定に合致する。労働災害・職業病の月次手当の継続給付申請書類及び処理手順は社会保険法の第 113 条と第 114 条の規定に合致する。社会保険法の第 64 条第 1 項の c)の規定により給付の一時停止の場合、社会保険機関はその理由について書面をもって通知しなければならない。給付中止と決定するときは裁量権を持つ国の機関の結論や決定に基づくこと。

4. 労働災害の月次手当を享受している者は国内において住所を変更するが転入先にて手当享受を要望する場合、現在給付している社会保険機関に願書を提出する。社会保険機関は、願書を受理してから 5 日間以内に処理の責任を負う。処理しない場合は、その理由を明記した書面をもって回答しなければならない。

5. 労働災害・職業病の月次手当を享受している者は、外国にて定住する場合、一括払手当として処理される。一括払手当の給付額は現在の給付額の 3 か月分とする。一括払手当申請処理の書類及び手続きは社会保険法の第 109 条第 2 項と第 3 項及び第 110 条の第 4 項の規定に合致する。

6. 労働災害・職業病の月次手当及びサービス手当の給付額は社会保険法の規定に従って調整される。

第 50 条 手当の享受開始時点

1. 本法の第 48 条、第 49 条、第 52 条の規定に従って手当を享受する場合、その享受開始時点は次の通り。労働者が安定に治療し退院した当月、または入院しないで治療する場合は医学鑑定評議会の判定が出された当月から開始される。本法律の第 47 条第 2 項に規定する労働能力の喪失率の総合鑑定の場合、手当の給付開始時点は労働者が最後に遭った労働災害・職業病の治療が治療終了して退院した当月、またはまたは入院しないで治療する場合は医学鑑定評議会の総合鑑定判定が出された当月から開始される。

労働災害・職業病に遭って安定に治療し、退院した時点が確定できない場合、労働災害・職業病手当の享受は医学鑑定評議会の判定が出された当月から開始される。職業リスクにより HIV/AIDS に感染された場合、当該手当の享受は職業リスクによる HIV/AIDS 感染者証明書が発行された当月から開始される。

2. 本法の第 47 条第 1 項の b)と第 2 項に規定する労働能力の喪失率の鑑定に送られた労働者の場合、手当の享受は医学鑑定評議会の判定が出された当月から開始される。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第 51 条 生活補助具及び整形具

1. 労働災害・職業病で体の機能が損害された労働者の場合、障害・疾病の程度及び診察治療施設、専門・技術上の要件と条件を確保するため整形・リハビリテーション施設の指定に基づき生活補助具や整形具の購入のためにそれらの寿命により給付される。
2. 労働傷病兵社会省大臣は、生活補助具、整形具とその寿命、それらの生活補助具、整形具の購入額、関連書類と実施手順について詳細に定める。

第 52 条 サービス手当

労働能力の喪失率が 81%以上で、かつ脊椎麻痺、両眼失明、または両肢切断、両肢麻痺、精神病の障害を受けた労働者の場合、本法の第 49 条に規定する給付額その他、毎月基本給同等のサービス手当も享受できる。

第 53 条 労働災害・職業病により死亡した労働者に対する手当

死亡した労働者の遺族は、当該労働者の死亡した当月の基本給の 36 倍の一括払手当を給付される。また、次の各号の一つに該当した場合、社会保険法に規定する遺族年金制度が適用される。

1. 業務中に労働災害・職業病により使用された場合。
2. 労働災害・職業病により初回の治療中に死亡した場合。
3. 労働能力の喪失率の鑑定を受けていない間に障害・疾病の治療中に死亡した場合。

労働災害・職業病により死亡した場合の遺族年金申請書類は社会保険法の第 111 条第 1 項の規定に合致する。

第 54 条 障害・疾病の治療後の休養及び健康回復

1. 労働者は、労働災害による障害または職業病による疾病を安定に治療したが、職場に復帰して 30 日間以内に健康が回復されていない場合、健康回復のため、労働災害・職業病の一件に当たり 5 から 10 日間を休養することができる。

職場に復帰してから 30 日間以内に医学鑑定評議会から労働能力の喪失率鑑定結果を受けない場合、当該労働者は本条第 2 項に規定する障害・疾病治療後の休養・

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

健康復帰の制度を適用される。この場合には医学鑑定評議会が当該労働者の労働能力の喪失率が労働災害・職業病保険制度の適用条件適合と結論されることを条件とする。

2. 本条第 1 項に規定する休養・健康復帰の休暇日数は雇用者及び労働組合執行委員会により決定され、雇用者の事業所に労働組合が設置されていない場合は雇用者により決定される。休養・健康復帰の休暇期間は以下の通り規定される。

a) 労働災害・職業病により労働能力の喪失率が 51%以上の場合は 10 日間までとする。

b) 労働災害・職業病により労働能力の喪失率が 31%から 51%までの場合は 07 日間までとする。

c) 労働災害・職業病により労働能力の喪失率が 15%から 30%までの場合は 05 日間までとする。

3. 本条第 1 項に規定する労働者は一日の手当は基本給の 30%とする。

第 55 条 労働災害・職業病被受者の職場復帰時の転勤サポート

1. 労働災害・職業病の被災労働者が本法の第 38 条第 8 項の規定に従って雇用者により管轄範囲において新たな業務に配属される際に転職のための教育が必要である場合は、その教育に関わる費用を支援される。

2. 支援額は教育費用の 50%以下とし、基本給の 15 倍以上の金額を超えてはならない。また、労働者に対する支援回数は最大 2 回までとし、1 年間には 1 回の支援とする。

第 56 条 労働災害・職業病のリスク防止と共有活動への支援

1. 労働災害・職業病保険基金は、労働災害・職業病のリスク防止と共有活動への支援のために毎年資金源の 10%まで使用する。

2. サポートされる労働災害・職業病のリスク防止と共有活動は次の通り。

a) 職業病の診察・治療

b) 労働能力の回復

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

c) 社会保険機関の要請により労働災害・職業病の調査

d) 労働災害・職業病保険の加入者及び本法の第 14 条の第 1 項と第 2 項に規定する対象者に対する労働安全衛生教育訓練の実施

3. 本条第 2 項の a) と b) に規定する各活動への支援は医療保険基金が医療保険法の規定により給付した金額または雇用者が本法の第 38 条第 2 項の規定により支援した金額を含まない。

4. 政府は、労働災害・職業病保険基金のバランスを確保しながら、本法第 55 条と第 56 条に規定する支援及びその支援政策の実施指導、支援条件、申請書類、支援額、支援期間、支援の手順・手続き、支援決定権を持つ機関について詳細に定める。

第 57 条 労働災害保険制度適用の申請書類

1. 社会保険手帳。

2. 入院治療の場合は退院証明書あるいは労働災害治療後の診断書の一部転写。

3. 医学鑑定評議会の労働能力の喪失率の鑑定記録書。

4. 労働災害保険制度の適用申請書はベトナム社会保険が労働傷病兵社会省と合意した上で制定する様式に合致する。

第 58 条 職業病保険制度適用の申請書類

1. 社会保険手帳。

2. 退院証明書あるいは労働災害治療後の診断書の一部転写。診察治療施設にて入院治療しない場合は職業病診察書。

3. 医学鑑定評議会の労働能力の喪失率の鑑定記録書。職業リスクにより HIV/AIDS に感染された場合は職業リスクによる HIV/AIDS 感染者証明書。

4. 職業病保険制度の適用申請書はベトナム社会保険が労働傷病兵社会省と合意した上で制定する様式に合致する。

第 59 条 労災・職業病保険制度の適用に関する処理

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 雇用者は、本法の第 57 条と第 58 条に規定する労働災害・職業病保険制度適用申請書類を十分に受領した日から 30 日間以内に当該書類を社会保険機関に提出すること。
2. 社会保険機関は、書類を十分に受理してから 10 日間以内に労働災害・職業病保険制度の適用について処理すること。適用しない場合はその理由を明記する書面をもって回答すること。

第 60 条 労働災害・職業病後の休養・健康回復の手当給付適用に関する処理

1. 雇用者は、労働災害・職業病保険制度を適用されたが健康がまだ回復していない労働者リストを作成し、労働者が本法の第 54 条第 1 項の規定に従って健康状態がまだ回復していないと確定された日から 10 日間以内にそのリストを社会保険機関に提出する。
2. 社会保険機関は、上記のリストを受領してから 10 日間以内に労働者に対する休養・健康回復制度の適用について処理し、当該雇用者に送金すること。適用しない場合はその理由を明記する書面をもって回答すること。
3. 雇用者は、社会保険機関からの保険金を受領してから 5 日間以内にその手当金を労働者に支払う責任を負う。

第 61 条 労災・職業病保険制度の適用に関する処理が所定期間より遅れた場合

1. 本法第 59 条と第 60 条の第 1 項に規定する労働災害・職業病保険制度の処理期間を超えた場合、その理由について書面をもって説明しなければならない。
2. 労働災害・職業病保険制度の処理とその手当の給付が所定期間より遅れたことにより享受者の合法的な権利に損害を与えた場合は法律の規定に従って補償しなければならない。但し、労働者本人または遺族年金制度適用労働者の遺族の過失による場合を除く。

第 62 条 労働災害・職業病制度の適用処理のための労働能力の喪失率鑑定に関する書類と手順

1. 労働災害・職業病制度の適用処理のための労働能力の喪失率鑑定に関する書類と手順は医療大臣により定める。
2. 労働能力の喪失率鑑定は正確、公開かつ明瞭に行わなければならない。医学検定評議会は法律の規定に従って鑑定結果の正確性について責任を負う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第四章

特殊労働者に対する労働安全衛生の確保

第 63 条 女性労働者、未成年の労働者、障害者である労働者の労働安全衛生

女性労働者、未成年の労働者、障害者である労働者に対する労働安全衛生規定は労働法、障害者法及び本法の規定に合致する。

第 64 条 重労働・有害・危険な業種・職業に配属する高齢労働者の雇用条件

1. 下記の全ての条件を満たした場合のみ、高齢労働者を高齢労働者の健康に悪影響を与える重労働・有害・危険または特別に重労働・有害・危険な業種・業務に配属する。

a) 手際よく経験があり、15 年間以上の職歴を持ち、かつ法律の規定に従って資格証明書を取得しまたは職人として認められる高齢労働者である。

b) 医療大臣が専門の省庁の意見を受けた上で公布した健康基準に従って、重労働・有害・危険な業務を遂行するために十分に健康である高齢労働者である。

c) 高齢労働者を 5 年間以内に雇用する。

d) 一緒に業務する労働者の中に、高齢でない労働者が 1 人以上とする。

d) 業務を配属する際に、高齢労働者の合意を得られた。

2. 政府は本条の詳細を定める。

第 65 条 労働者派遣（Labour Outsourcing）の場合における労働安全衛生

1. 労働派遣会社は次の責任を負う。

a) 同じレベル、同じ業務または同じ価値を持つ業務を遂行する派遣先の労働者の権利及び利益を下回らないように、労働安全衛生に関する派遣労働者の合法的な権利及び利益について、派遣先と交渉する。これらの交渉した内容を労働者派遣契約書に反映し、また労働法及び本法の規定に従って雇用者の義務を遂行する。

b) 派遣先の派遣労働者に対する労働安全衛生確保の実施について協力し、またその実施状況を確認する。派遣元が締結した労働者派遣契約書に挙げる労働安全衛

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

生確保に関する確約事項を確実に実施しない場合、派遣元は派遣労働者の権利を充分に行使するよう確保する責任を負う。

c) 派遣労働者に関わる労働安全衛生書類を保管する。本法の第 36 条と 37 条の規定に従って労働災害・職業病について報告する。

2. 派遣先は次の責任を負う。

a) 労働者派遣契約書の確約事項を確実に実施する。労働安全衛生について、自らの労働者と派遣労働者間に差別しないこと。

b) 派遣労働者に労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故が発生した場合、迅速にその被害者を応急措置救護する同時にその旨を労働派遣企業に通知し、本法の第 34 条、第 35 条の規定に従って申告及び調査を行う。

c) 本法の規定に従って、派遣労働者に労働安全衛生の訓練を実施する。但し、派遣元が派遣労働者が配属される業務に応じた訓練を実施した場合を除く。6 カ月に 1 回又は年に 1 回の頻度で派遣労働者の労働災害・職業病の状況を纏めて派遣元に提出しなければならない。

d) 労働災害の調査について、労働者派遣企業と連携し、また派遣労働者に関わる労働安全衛生書類を保管する。

3. 派遣労働者は派遣先の労働安全衛生の規定、手順及び確保対策を遵守しなければならない。

4. 政府は、労働者派遣の場合における労働安全衛生、派遣労働者に対する派遣元及び派遣先の責任について詳細に定める。派遣労働者の権利が労働法及び本法の規定に応じるように確保する。

第 66 条 同じ職場において複数の雇用者の労働者が一緒に業務を行う場合の労働安全衛生

同じ職場において複数の雇用者の労働者が一緒に業務を行う場合、プロジェクトの発注者あるいは投資者は、労働安全衛生確保に関する各々の雇用者の労働者に対する責任を明確にする文書の作成について主管し、また労働安全衛生の確認のため担当者を配置し、連携する。

第 67 条 海外派遣ベトナム人労働者に対する労働安全衛生

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 本条に規定する海外派遣ベトナム人労働者は、雇用者が派遣することにより外国にて職務を遂行するベトナム人労働者及びベトナム人労働者海外派遣法の規定に従って契約による海外派遣のベトナム人労働者のことである。
2. 雇用者は、所在国の法律の労働安全衛生に関する規定及び次の規定を遵守しなければならない。
 - a) 労働安全衛生確保の対策、労働災害・職業病の保険制度及び本法に規定する雇用者の労働者に対する責任を充分に実施すること。これらの制度について、所在国の規定が労働者にとって更に有利な制度である場合は当該の所在国の規定に従って実施する。
 - b) 労働者が受けた事故や疾病の調査について、所在国の裁量権を持つ機関と連携する。
 - c) 死亡労働災害または重篤な事故の場合、当該労働災害に関する書類や資料をベトナム国にある雇用者の本社の所在地を管轄する省レベルの労働安全衛生査察に提示しなければならない。
3. 海外派遣ベトナム人労働者はベトナム国の法律及び所在国の法律の規定を遵守しなければならない。但し、ベトナム社会主義共和国が加盟した国際条約に他の規定がある場合を除く。

第 68 条 家事労働者（お手伝い）に対する労働安全衛生

1. 雇用者は、家事労働者の業務に関わる家庭にある機械、設備、道具の使い方及び消防措置について説明する責任を負う。また、家事労働者向けの安全確保及び健康管理に関する制度を実施する。
2. 家事労働者は機械・設備・器具の使い方及び消防措置を確実に順守する責任を負う。
3. 労働傷病兵社会省大臣は家事労働者に対する労働安全衛生について詳細に定める。

第 69 条 家内労働者に対する労働安全衛生

1. 労働者は、家内にて業務することについて書面をもって雇用者と合意する際に、当該労働者がその家内業務に対する労働安全衛生要求事項を満たすことができることに基づく。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 家内で業務する際に労働災害が発生した場合、当該労働者またはその親族はその旨を迅速に雇用者に報告しなければならない。

労働災害に遭った者が労働災害・職業病の保険に加入した場合は、本法に規定する労働災害・職業病に関する政策・制度を適用される。

労働災害に遭った者が労働災害・職業病の保険加入対象以外の場合、雇用者は本法の第 38 条の第 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 項の規定に従って、労働者が受けるべきの権利を行使する責任を負う。

3. 雇用者は家内労働者の業務場所の労働安全衛生の確保の検査について責任を負う。家内労働者と合意した確約事項を実施する。家内で業務する際に発生した労働災害について報告し、また本法の第 36 条に規定する労働災害の全体状況を報告する。

第 70 条 生徒、学生、研修員、実習生に対する労働安全衛生

1. 教育センターまたは職業訓練センターは、研修・実習期間中の生徒、学生、研修員、実習生に対する労働安全衛生条件の確保について、本法の第 15, 16, 18, 19, 20, 23, 24, 25 条と第 27 条第 1 項に規定する労働者に対する労働安全衛生条件と同様に確保しなければならない。

2. 雇用者は、本法に規定する労働者に対する労働安全衛生規定と同様に生徒、学生、研修員、実習生に対する労働安全衛生規定の実施について責任を負う。労働災害に遭った場合を含む。

3. 研修・実習期間中の生徒、学生、研修員、実習生は当該教育センターまたは職業訓練センターの労働安全衛生規定を遵守しなければならない。

生徒、学生が実習期間中に労働災害に遭った場合は政府の規定に従って支援される。

第五章

製造販売事業者の労働安全衛生の確保

第 71 条 製造販売事業所における労働安全衛生事務の実施

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 製造販売事業所は、労働安全衛生事務を実施する際に、本法の第一、二、三、四章に掲げる労働安全衛生に関する規定の他、本章の規定を遵守しなければならない。
2. 経済区、工業団地、輸出加工区、ハイテク工業団地の管理委員会は、管轄する製造販売事業者に対し労働安全衛生事務の指導・主管の責任を負う。また、その他の組織と連携し労働安全衛生活動を検査し、自らの管轄範囲における労働安全衛生活動について国の管理機関に報告する。但し、専門分野の法律に他の規定がある場合を除く。
3. 政府は、労働の希望・特徴、労働災害・職業病のリスク、労働条件に基づき、本法に掲げる労働安全衛生規定を本条第 2 項に規定する他の事業所、経済区・工業団地・輸出加工区・ハイテク工業団地の管理委員会に適用させる際に、当該の労働環境、組織構成、機能、職務及びその他関連分野の法律の規定に応じるように詳細に定める。

第 72 条 労働安全衛生部署

1. 雇用者は、労働者数、労働の特徴、労働災害・職業病のリスク及び労働環境に基づき、労働安全衛生事務管理のために労働安全衛生事務の担当者を配置するまたは労働安全衛生担当部署を設置する。

政府は本項の詳細を定める。

2. 労働安全衛生の事務担当者または労働安全衛生部署は、製造販売事業所における労働安全衛生事務の実施について雇用者に助言、手伝いする。主な事務は下記の通り。
 - a) 労働安全衛生確保の規定、手順、対策及び爆発防止策の構築。
 - b) 年次労働安全衛生計画の作成及びその実施の催促。リスク評価と緊急対応計画の作成。
 - c) 重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の申し出、検定の管理及び監視。
 - d) 労働安全衛生に関する情報共有、宣伝、訓練の活動の開催。労働者の応急措置救護と職業病防止の実施。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

d) 労働安全衛生の自己点検の実施。法律の規定に従って労働災害及び労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故の調査の結果。

e) 危険要素・有害要素の管理・監視について医療部署との連携及びその実施の主管。

g) 労働安全衛生に関する査察団、検査団及び労働者の意見のまとめ、その解決を雇用者への提案。

h) 安全衛生係員の職務実施について労働組合執行委員会との連携。

i) 労働安全衛生事務に関する競争、表彰、規律処分、統計、報告。

3. 労働安全衛生の事務担当者又は担当部署は次の権利を負う。

a) 労働災害発生リスクを発生する緊急な場合に、製造部門の管理者に対し業務停止の命令または一時停止の決定を出し、雇用者へ報告するよう要求する。

b) 安全が確保されていないまたは使用期限が過ぎた機械設備の稼働を停止させる。

c) 法律の規定に基づいて労働安全衛生業務向上のための訓練・養成研修へ参加するよう、雇用者により時間を確保されること。

4. 労働安全衛生の事務担当者は専門知識、技術的な業務を持ち、また事業所の製造販売の実際活動について知識を持たなければならない。

5. 製造販売事業者は、本条第 1 項と第 4 項に規定する労働安全衛生事務の担当者の配属または労働安全衛生担当部署を設置できない場合、本条第 2 項に規定する労働安全衛生に関する職務を遂行するために、法律の規定に合致する能力を十分に持つ組織に委託しなければならない。

第 73 条 医療部署

1. 雇用者は、労働者数、労働の特徴、労働災害・職業病のリスク及び労働環境に基づき、労働者の健康管理のために医療担当者を配属するまたは医療部署を設置する。

政府は本項の詳細を定める。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 医療担当者または医療部署は、労働の健康管理について雇用者に助言、サポートを行い、また直接実施する。主な事務は下記の通り。

a) 労働災害の応急措置救護対応策と必須医薬品リストの作成、応急措置マニュアル（案）の作成。応急措置救護について労働者への教育訓練の実施。

b) 健康診断、職業病検査、労働災害・職業病の被災時の労働能力の喪失率を確定するための医学鑑定・看護とリハビリテーション、職業病防止対策コンサルタントの計画作成とその実施。労働者の健康状態に応じたポジションの配属。

c) 規定に従って、事業所での一般の診断・治療の実施、または労働災害や労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故の発生時の応急措置救護の実施。

d) 職場の労働安全衛生、職業病防止、健康向上に関する情報の共有と宣伝。事業所における衛生条約遵守の検査、感染症防止活動の実施、労働者向けの食品安全衛生の確保。規定に従って、現物手当ての実施。

d) 職場の労働安全衛生情報の作成とその管理。有害要素評価のための労働環境計測の実施。労働者健康管理書類と職業病患者健康管理書類（あれば）の管理。

e) 労働安全衛生の担当部署と連携し、本法第 72 条第 2 項に規定する関連業務を実施すること。

3. 医療担当者及び医療部署は次の権利を負う。

a) 違反の兆候を発見した、労働者の健康に影響するまたは疾病を引き起こすリスクを発見した等の緊急時に、製造部門の管理者に対し業務停止命令を出すよう要求し、または一時停止の決定を出し、かつその状況を雇用者に報告する。職場の応急措置救護用医療機器と医薬品を管理する。事業所において労働者に応急措置救護について指導する。

b) 労働安全衛生規定を満たさない物質の使用を停止させる。

c) 業務能力向上と事務連携のため、地方の保険機関または各省庁・産業の保険機関との会議、コンファレンス、取引への参加の時間を雇用者が認める。

4. 事業所の保険担当者は専門知識を持ち、また労働保険専門の認定書を持たなければならない。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

5. 事業者は、本条第 1 項と第 4 項に規定する医療担当者の配属または保険部署の設置ができない場合、本条第 2 項に規定する労働者の健康管理に関する職務を遂行するために、医療大臣の規定に従って能力を十分に持つ診断・治療機関と契約しなければならない。

第 74 条 安全衛生係員

1. 製造販売事業所の各製造チームに少なくとも安全衛生係員を 1 名配属しなければならない。雇用者は、事業所の労働組合執行委員会と合意の下（当該製造販売事業所が労働組合執行委員会を設置した場合）、安全衛生係員ネットワークの設置を決定し、そのネットワークの活動規則を制定する。

2. 安全衛生係員は直接的な労働者であり、労働安全衛生に関する専門知識及び技術を良く理解する者である。製造チームのメンバーから選ばれ、労働安全衛生規定を随意に遵守し、コンプライアンスのシンボルとする。

3. 安全衛生係員は事業所の労働組合執行委員会の管轄・指導の下で、安全衛生係員ネットワークの活動器性に基つき活動する。また、労働安全衛生の専門知識・技術について、職務遂行中に労働安全衛生の事務担当者または労働安全衛生部署、医療担当者または医療部署と連携する。

4. 安全衛生係員は次の義務を負う。

a) 労働安全衛生規定及び安全設備・個人用保護具の保管規定の厳格な遵守について、製造の組、チーム、ラインのメンバーに催促、注意、指導する。また、労働安全衛生規定の遵守について、組長、チームリーダー、製造ライン責任者に注意する。

b) 労働安全衛生に関する標準規格、基準、手順、規定の遵守状況を監視する。労働安全衛生の過失や違反、機械、設備、材料、物質と職場の安全・衛生に影響を及ぼす状況を発見する。

c) 労働安全衛生計画の構築に参加する。製造組の新入社員に対する安全業務対策の指導に参加する。

d) 組長または上司に対し、労働保護制度、労働安全衛生確保の措置を充実に実施し、機械、設備、材料、物質及び職場の安全・衛生に影響を及ぼす事態が発生した場合に迅速に対応するよう意見を提示する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

d) 職場における労働安全衛生に関する違反の発見、または重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の安全に異常が発生した際に、雇用者に報告したが、対応しない場合に、その旨を労働組合または労働査察に報告する。

5. 安全衛生係員は次の権利を持つ。

a) 雇用者が職場の労働安全衛生確保の対策に関する情報を十分に提供されること。

b) 安全衛生係員の職務を遂行するために勤務時間の一部を使うことができる。この場合は、その時間は勤務時間とし、責任手当でも支給される。

責任手当では雇用者及び事業所の労働組合執行委員会の協議の上で確定され、安全衛生ネットワークの活動規定に記載される。

c) 労働災害や異常を起こす直接なリスクが分かった場合、労働安全衛生確保の対策を実施するために担当する製造組の労働者に業務停止を要請する。この場合は、その決定（要請）について責任を負う。

d) 専門知識、専門業務または活動方法について研修または能力向上養成を受けようこと。

第 75 条 事業所の労働安全衛生評議会

1. 雇用者は、労働者数、労働の特徴、労働災害・職業病のリスク及び労働環境に基づき、労働安全衛生評議会を設置する。

政府は本項の詳細を定める。

2. 事業所の労働安全衛生評議会は次の職務及び権利を負う。

a) 製造販売事業所における労働安全衛生確保のための規定、手順、計画及び対応策の構築について、雇用者に助言し協力する。

b) 情報共有、関係強化及び労働者に対する安全かつ平等な職場環境改善の催促のため、毎年職場において労働者と雇用者は対話する。また、製造販売事業所における労働安全衛生に関する政策、法律の履行効果を向上させる。

c) 製造販売事業所における労働安全衛生事務の実施状況の監査を行う。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

d) 労働の安全・衛生に影響を及ぼすリスクを発見した際に雇用者に対応の措置を要求する。

3. 事業所の労働安全衛生評議会の会員は次の者となる。

a) 雇用者の代表を評議会長とする。

b) 事業所の労働組合執行委員会の代表者、または労働者集団の代表者（労働組合が設置されていない場合）は評議会副会長となる。

c) 製造販売事業所の労働安全衛生の事務担当者は常務委員と評議会の書記官を兼務する。

d) 製造販売事業の医療担当者。

d) その他関連者。

事業所の労働安全衛生評議会の構成について、女性の会員数は性の平等の原則及び事業所の実状に準じること。

第 76 条 労働安全衛生計画

1. 雇用者は、毎年労働安全衛生計画を作成しその計画を展開する。年次計画から新たに発生する業務について適切に労働安全衛生計画に追加すること。

2. 労働安全衛生計画の作成は、次の根拠に基づき、事業所の労働組合執行委員会の意見を仰がなければならない。

a) 労働安全衛生上の職場のリスクの評価。危険要素・有害要素の管理と緊急対応計画。

b) 前年度の労働安全衛生事務の実施結果。

c) 計画年度（当年度）の製造販売業務・方針・計画及び労働状況。

d) 労働者、労働組合と査察団、検査団の意見。

3. 労働安全衛生計画の主な内容は以下のとおり。

a) 労働安全と火災・爆発防止の技術的対応策。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

- b) 労働衛生、有害要素防止と労働環境改善に関する技術的な対応策。
- c) 労働者への個人用保護具の用意と供与。
- d) 労働者の健康管理。
- d) 労働安全衛生に関する情報共有、宣伝、教育、訓練の実施。

第 77 条 労働安全衛生に関するリスク評価

1. 労働安全衛生に関するリスク評価は、職場の危険要素・有害要素のリスク及びその影響を分析、確定することにより、労働災害・職業病を積極的に防止し、労働環境を改善するために行う。
2. 雇用者は労働安全衛生に関するリスクについて、自分で評価する場合と、または労働者の業務実施前、労働過程または必要なときに評価するよう指導する。
3. 労働災害・職業病のリスクが高い業種について、労働安全衛生に関するリスク評価が義務づけられ、業務規則や業務手順書に記載すること。
4. 労働傷病兵社会は、医療大臣の意見を受けた上で本条の第 2,3 項の詳細を定める。

第 78 条 緊急対応計画

1. 雇用者は職場における労働災害・職業病の発生リスク及び法律の規定に基づき、職場における緊急対応計画を作らなければならない。
2. 緊急対応計画には次の主な事項を含むこと。
 - a) 労働者を危険区域から退避させる対策案
 - b) 被害者の応急措置救護措置
 - c) 事故による悪影響の防止と対応策
 - d) 応急措置用設備、機材
 - d) 常設応急措置部隊、外部の部隊との連携対策案、訓練対策案

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

3. 緊急対応計画の承認の手順、手続き及びその承認の裁量権は法律の規定に合致する。

第 79 条 応急措置部隊の組織

1. 労働事故を起こす恐れがある危険要素・有害要素を有する職場の場合、雇用者は規定に従って専任の応急措置部隊または有事の応急措置部隊を組織し、労働者の応急措置救護トレーニングを行う責任を負う。
2. 応急措置部隊は、迅速に応急措置救護できるよう教育訓練を施し、医療機器や技術的な器具を装備すること。
3. 医療大臣は職場における応急措置救護部隊の組織、装備及びトレーニングについて詳細に定める。

第 80 条 労働安全衛生の自己点検

1. 雇用者は、事業所における労働安全について、定期的・臨時的自己点検計画を作成し、その実施を主催する。
2. 自己点検の内容、形式及び実施期間は、事業所の労働状況、労働災害・職業病のリスク及び労働環境に即しかつ効果的でなければならない。
3. 労働傷病兵社会省は、医療大臣の意見を受けた上で本条の詳細を定める。

第 81 条 労働安全衛生に関する統計、報告

1. 雇用者は職場における労働安全衛生について、毎年以下通りに統計、報告する。
 - a) 省レベルの労働に関する国家管理機関及び医療に関する国家管理機関に労働安全衛生事務について報告する。但し、専門分野の法律に他の規定がある場合を除く。
 - b) 本法の第 36、37 条に規定する労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な異常、職業病及び労働災害について統計を取り、報告する。
2. 労働傷病兵社会省は、医療大臣の意見を受けた上で本条第 1 項の a) の詳細を定める。

第六章

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

労働安全衛生に関する国の管理

第 82 条 労働安全衛生に関する国の管理事項

1. 労働安全衛生に関する法規の制定とその執行の主管。与えられた管理の裁量範囲において、労働安全衛生に関する標準規格・国家技術規格、地方技術規格の構築、制定及び公表。
2. 労働安全衛生に関する法律の宣伝、周知及び教育。
3. 労働災害・職業病に関する情報のモニタリング、統計と提供。労働安全衛生に関する国のプログラム及びドキュメントの作成。
4. 労働安全衛生分野における事業者の組織及び活動の管理。
5. 労働安全衛生に関する科学技術の研究・応用の主管とその実施。
6. 労働安全衛生に関する法律違反の査察、検査、不服申立・告訴の解決及び違反の処分。
7. 労働安全衛生に関する育成、トレーニング。
8. 労働安全衛生に関する国際協力。

第 83 条 労働安全衛生に関する国の管理責任

1. 政府は労働安全衛生に関する国の管理を一元化する。
2. 労働傷病兵社会省は、政府における労働安全衛生に関する国家管理の一元化を推進する責任を負う。
3. 各省庁、省同等機関は、自己の職務・権利の範囲において労働安全衛生に関する国の管理を実施する責任を負う。
4. 各レベルの人民委員会は、自己の職務・権利の範囲において労働安全衛生に関する国の管理を実施する責任を負う。

第 84 条 労働安全衛生に関する国の管理上の労働傷病兵社会省大臣の責任

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

1. 労働安全衛生に関する法律、政策、計画の策定、制定（裁量権を持つ国家機関に提出して制定を仰ぐあるいは自己の裁量権の範囲において制定）及びその実施を主管する。労働安全衛生に関する国のガイドラインの作成。
2. 本法の第 28 条第 2 項に規定する重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料、物質の一覧表の制定。重大な労働安全衛生要件に合致する機械、設備、材料に関する労働安全衛生の訓練及びにそれらの検定事務における国家管理事務の主権。
3. 本法の第 87 条に規定する裁量範囲において、標準規格・国家技術基準の構築または意見の提示。
4. 労働安全衛生に関する情報のモニタリング、収集、提供。統計に関する法律の規定に従って労働安全衛生に関する情報の統計。
5. 労働安全衛生に関する法律の宣伝、周知、教育の実施の主管。労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故の防止。
6. 労働災害・職業病に関する労働者の正当な権利・利益を確保するため、必要な場合、政府に対応策を提出して決済を仰ぐ。
7. 労働安全衛生に関する法律違反の査察、検査、処分。労働災害、労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な事故の調査またはその協力。犯罪の兆候がある労働災害について、公安省、最高人民検察局にその調査・処分の建議。
8. 労働安全衛生に関する国際協力。

第 85 条 労働安全衛生に関する国家管理上の医療省大臣の責任

1. 労働環境計測に関する法規文書（案）を策定し、裁量権を持つ国家機関に具申し公布を仰ぐ、あるいは自らの権利範囲において公布する。職場にある有害要素を評価、管理する。労働環境計測を主管する。
2. 労働環境にある労働衛生要素に対する労働安全衛生に関する標準規格及び国家技術基準を構築する。また、本法の第 87 条第 5 項に規定する裁量範囲において、労働衛生事項について意見を提示する。
3. 労働衛生管理及び職業病防止の事務について、自らの裁量範囲において指導する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

4. 労働者の健康診断、職業病検査、労働能力喪失率の鑑定、労働災害・職業病を被災した労働者の治療・リハビリテーション、労働者の健康管理書類の管理について指導する。
5. 労働傷病兵社会省と連携して労働安全衛生に関する訓練事項を構築する。労働安全衛生に関する法律を宣伝、周知、教育する。
6. 本法の第 37 条第 1 項に規定する職業病一覧表を作成・制定し定期監査を行う。職業病の鑑定を主管する。職業別健康基準を作成し、関連省庁・産業の意見を受けた上で制定する。
7. 労働安全衛生に関する情報をモニタリング、収集、提供する。職業病について統計し、そのデータベースを構築する。職場における労働者の健康状態を管理する。
8. 労働傷病兵社会省と連携し、重労働・有害・危険及び特別に重労働・有害・危険な業務一覧表の評価基準を策定する。
9. 法律の規定に従って、労働傷病兵社会省と連携し、労働安全衛生に関する法律の遵守状況を査察、監査する。
10. 自己の管理分野における労働安全衛生に関する政策、法律の履行状況に関する年次報告書を労働傷病兵社会省に提出する。

第 86 条 労働安全衛生に関する国家管理上の各レベル人民委員会の責任

1. 地方の法規文書及び技術基準（案）を策定し、裁量権を持つ国家機関に提案して公布を仰ぐ、あるいは自己の権利範囲において公布する。
2. 管轄地方の労働安全衛生に関する管理責任を負う。地方において労働安全衛生に関する政策、法律を策定し、その実施を主管する。
3. 同等の人民評議会に地方の労働安全衛生に関する政策、法律の実施状況について毎年報告する。また、法律の規定に基づいて国家管理機関により要請された場合、臨時に報告する。
4. 毎年、管轄地方の実情に応じて、地方における労働安全衛生に関する法律の宣伝、周知、教育を主催するために資源を用意する。また、管轄地方にて労働契約書を交わしていない労働者に対する労働安全衛生に関する法律の宣伝、周知、教育を優先する。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

5. 管轄地方における労働安全衛生に関する法律違反行為について、裁量範囲において、査察、監査、処分を行う。

第 87 条 労働安全衛生に関する国家標準規格の策定・公表、労働安全衛生に関する国家技術基準の制定・公表に関する責任

1. 科学技術省は労働安全衛生に関する国家規格の策定計画を承認し、その労働安全衛生に関する国家規格を公表する。

2. 労働傷病兵社会省は、各省庁、省同等機関と連携し、労働安全衛生に関する国家技術基準の計画の作成を主管する。

3. 省庁、省同等機関は、政府より与えられた管理範囲において、労働傷病兵社会省の合意を得た後、労働安全衛生に関する国家規格の策定及び労働安全衛生に関する国家技術基準の策定・制定を主管する。合意が得られない場合、国家規格または国家技術基準の策定を主管する機関はその旨を政府首相に報告し、検討及び決済を仰ぐ。

科学技術省は、標準規格・技術基準法の規定に則って労働安全衛生に関する国家標準規格及び国家技術基準を審査する。

4. 労働傷病兵社会省は、本条第 3 項に規定する管轄裁量の範囲において、労働安全衛生に関する国家標準規格を策定し、その国家技術基準を制定する。国家標準規格制定に関する責任分担（案）、新たな国家技術基準または複数の省庁・省同等機関の管轄範囲に関連する国家技術基準の策定・制定について、各省庁及び省同等機関と連携し、政府首相に提案して決定を仰ぐ。

5. 医療省は、本法の第 85 条に規定する管轄裁量の範囲において、労働安全衛生に関する国家標準規格を策定する。また、各省庁・省同等機関が労働安全衛生に関する国家標準規格・国家技術基準を構築する際に、労働衛生に関する賛成意見を提示する。

第 88 条 労働安全衛生に関する国家評議会及び省レベル評議会

1. 労働安全衛生に関する国家評議会は労働安全衛生に関する政策、法律の新規策定・改正・補足について政府に助言する組織である。この評議会は政府首相により設置され、会員は労働傷病兵社会省、医療省、ベトナム労働総連合、ベトナム農民協会、雇用者を代表する組織、関連省庁・産業の代表者及び労働安全衛生分野の専門家や科学者である。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

2. 労働安全衛生に関する省レベル評議会は、労働安全衛生に関する地方の政策、法律の実施指導について人民委員会に助言する組織である。省レベル評議会は省レベル人民委員長により設置され、その会員は労働傷病兵社会局、医療局、労働連合、農民協会の代表者及び地方の労働安全衛生分野の企業、機関、組織、専門家や科学者である。
3. 労働安全衛生評議会は、雇用者、労働者、労働組合、雇用者を代表する組織及び国の機関間の関係強化及び情報共負うため毎年対話を行い、労働者に対する安全かつ平等な職場環境改善を催促し、労働安全衛生に関する政策や法律の構築及びその施行の効果を向上する責任を負う。
4. 政府は労働安全衛生に関する国家評議会及び省レベル評議会の設立、機能、任務、組織及び活動について詳細に定める。

第 89 条 労働安全衛生の査察

1. 労働安全衛生の査察は、労働に関する国家管理機関に属する中央及び省レベルの専門分野の査察である。
2. 放射能、石油探査・開拓の分野、鉄道・水路、陸路、航空路の輸送手段（機械）及び人民軍に属する労働安全衛生査察について、当該分野の国の管理機関は労働安全衛生査察官と連携して実施する。
3. 政府は本条第 1 項に規定する労働安全衛生査察の組織・活動及び本条第 2 項に規定する複数の産業分野の連携体制について詳細に定める。

第 90 条 労働安全衛生に関する法律違反行為の処分

1. 労働安全衛生に関する法律に違反した者は、その違反の性質や度合いにより、行政処分または刑事責任が追及される。また、損害を発生させた場合、法律の規定に従って補償及び弁償すること。
2. 自己の役職や権利を利用して本法の規定に違反し、かつ国益、団体及び個人の合法的な権利と利益に損害を与えた者は、その違反の性質や度合いにより、規律処分または刑事責任が追及される。また、損害を発生させた場合、法律の規定に従って弁償すること。
3. 本法第 12 条第 2 項に規定する労働災害・職業病の保険料の滞納・未納、支払金額の着服、支給金の横領行為を 30 日間以上行った雇用者は、滞納・未納の金額を全額納付し、また法律の規定による処分を受け、滞納金額について滞納期間で直

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

前年度の社会保険基金への平均投資金利の 2 倍の金利を納付しなければならない。これを履行しない場合、国庫は裁量権を持つ者、銀行その他信用機関の要請に従って、滞納・未納の金額及びその利子を雇用者の預金口座から社会保険機関に送金する。

4. 政府は本法に規定する労働安全衛生分野における違反行為及びその処分の方法・度合いを詳細に定める。

第 91 条 労働安全衛生の連携体制

1. 労働安全衛生の連携体制は以下のとおり。

a) 労働傷病兵社会省は、自己の責任範囲において、各省庁、省同等機関、政府直属機関、省レベル人民委員会と連携して、本条第 2 項の規定事項の実施を主管する。

b) 労働安全衛生に関する国家の各級の管理機関は、関連分野に関する労働安全衛生において、政治組織、政治社会組織、政治社会職業組織、社会職業組織及びその他の組織と連携する。

2. 労働安全衛生の連携事項は次の通り。

a) 労働安全衛生に関する政策・法律、労働安全衛生に関する基準・規格の構築

b) 労働安全衛生に関する国家的プログラムやドキュメントの作成

c) 労働災害、労働の安全・衛生に影響を及ぼす技術的な重大事故やトラブルの調査、労働災害や職業病の被災労働者に対する政策、制度の検討

d) 労働安全衛生に関する情報共有、宣伝、教育、訓練、統計、報告。労働安全上厳格さが要求される機械、設備、機材の検定。

d) 労働安全衛生の査察、検査、監督及び労働安全衛生の法律違反行為の処分。

e) 労働安全衛生の表彰

g) 労働安全衛生に関する技術、科学の研究と応用。

3. 政府は本条の詳細を定める。

【仮訳】 正文はベトナム語版をご参照下さい。

第七章

執行条項

第 92 条 執行効力

1. 本法は 2016 年 7 月 1 日より執行される。
2. 社会保険法 No. 58/2015/QH13 の労働災害・職業病に関する第三章第三節、第 84 条第 4 項、第 86 条第 1 項の b と第 2 項の a、及び第 86 条、第 104 条、第 105 条、第 106 条、第 107 条、第 116 条、第 117 条の規定は本法の発効日より失効する。
3. 本法の発効日以前に活動している労働安全技術検定事業者、労働安全衛生の訓練事業者は公布された事業承認証の有効期限まで事業の継続が可能。

第 93 条 詳細規定

政府及び裁量権を持つ国の機関は本法の各条項の詳細を定める。

本法は 2015 年 6 月 23 日、ベトナム社会主義共和国の第 13 期国会第 9 回会議にて可決された。

国会議長

Nguyen Sinh Hung